

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 住民基本台帳（第五条—第十五条の四）
- 第三章 戸籍の附票（第十六条—第二十一条の三）
- 第四章 届出（第二十二条の四—第三十条）
- 第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等
- 第一節 住民票コード（第三十条の二—第三十条の五）
- 第二節 本人確認情報の通知及び保存等（第三十条の六—第三十条の八）
- 第三節 本人確認情報の提供及び利用等（第三十条の九—第三十条の二十三）
- 第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二十四—第三十条の四十）
- 第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の四十一—第三十条の四十四の十三）
- 第四章の四 外国人住民に関する特例（第三十条の四十五—第三十条の五十一）
- 第五章 雜則（第三十二条—第四十二条の二）
- 第六章 罰則（第四十二条—第五十三条）
- 附則
- （目的）
- 第一条** この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。  
(国及び都道府県の責務)
- 第二条** 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う住民の権利や義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第二十一条の四において「住民としての地位の変更に関する届出」と総称する。）が全て一の行為により行われ、かつ、住民に関する事務の処理が全て住民基本台帳に基づいて行われるように、法規上その他必要な措置を講じなければならない。  
(市町村長等の責務)
- 第三条** 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4** 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は第十二条第一項に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、第十五条の四第一項に規定する除票の写しが、虚偽の届出その他の住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。
- 5** 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うよう努めなければならない。
- 6** 住民票記載事項証明書、第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し、第二十二条の三第一項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。  
(住民の住所に関する法令の規定の解釈)
- 第四条** 住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十条第一項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。

第二章 住民基本台帳  
(住民基本台帳の備付け)

第五条

市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとする。

第六条 (住民基本台帳の作成)

市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすことができる。

3 市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の住民票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

2 市町村長は、調製する住民票にあつては、記録（以下同じ。）をする。

第七条 (住民票の記載事項)  
住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

- |      |          |        |                                      |         |             |   |   |                         |   |  |  |   |   |
|------|----------|--------|--------------------------------------|---------|-------------|---|---|-------------------------|---|--|--|---|---|
| 一 氏名 | 二 出生の年月日 | 三 男女の別 | 四 世帯主について世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄 | 五 戸籍の表示 | 六 住民となつた年月日 | 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日 | 八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所 | 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨 | 十 国民健康保険の被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九百九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの | 十一 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条及び第五十一条の規定による後期高齢者医療の被保険者をいう。第二十八条の二及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの | 十二 介護保険の被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条の規定による介護保険の被保険者（同条第二号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十八条の三及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの | 十三 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第七条その他政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者（同条第一項第二号に規定する第二号被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。）をいう。第二十九条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの | 十四 児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者にあつては、 |
|------|----------|--------|--------------------------------------|---------|-------------|---|---|-------------------------|---|--|--|---|---|

同項第二号に掲げる里親に限る。)をいう。第二十九条の二及び第三十一条第三項において同じ。)については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの。

十二 米穀の配給を受ける者(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十二条第三項において同じ。)については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの。

十三 住民票コード(番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)

十四 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

(住民票の記載等)

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正(以下「住民票の記載等」という。)は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の四の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

(住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第九条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該住民票の記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知は、総務省令(前項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。)で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知)

第十条 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項若しくは第二十六条の規定により選挙人名簿に登録したとき、又は同項若しくは同法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

(住民票の改製)

第十条の一 市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一条 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、

市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称  
二 請求事由(当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの(次項において「犯罪捜査等のための請求」という。)にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称)

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項  
3 市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他の総務省令で定める事項を公表するものとする。

(個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第五条の二 市町村長は、次に掲げる活動を行うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧するこ

とが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者(以下この条及び第五十条において「申出者」という。)が個人の場合にあつては当該申出者又はその指定する者に、当該申出者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び第十二条の三第四項において同じ。)の場合にあつては当該法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合には、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。)で当該法人が指定するものに、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。

一 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施

二 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施

三 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出者の氏名及び住所(申出者が法人の場合にあつては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項(以下この条及び第五十条において「閲覧事項」という。)の利用の目的

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者(以下この条及び第五十条において「閲覧者」という。)の氏名及び住所

四 閲覧事項の管理の方法

五 申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲

六 前項第一号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の成果の取扱い

七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 個人である申出者は、前項第一号に掲げる利用の目的(以下この条及び第五十条において「利用目的」という。)を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。

4 前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者(当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十条において「個人閲覧事項取扱者」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

5 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの(以下この条及び第五十条において「法人閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

6 申出者は、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。



- 市町村長は、前二条及び前項の規定によるものほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。
- 前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（弁理士法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。
- 第一項又は第二項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
- 一 申出者（第一項又は第二項の申出をする者をいう。以下この条において同じ。）の氏名及び住所（申出者が法人の場合につては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 現に申出の任に当たつている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たつている者の氏名及び住所
- 三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所
- 四 第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の利用の目的
- 五 第二項の申出の場合につては、前項に規定する特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称（当該受任している事件又は事務についての業務が裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類）
- 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 第一項又は第二項の申出をする場合において、現に申出の任に当たつている者は、市町村長に対し、個人番号カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該申出の任に当たつている者が本人であることを明らかにしなければならない。
- 前項の場合において、現に申出の任に当たつている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たつている者は、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、申出者の依頼により又は法令の規定により当該申出の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 申出者は、第四項第四号に掲げる利用の目的を達成するため、基礎証明事項のほか基礎証明事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書が必要である場合には、第一項又は第二項の申出をする際に、その旨を市町村長に申し出ることができる。
- 第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求める方法により、第十九条の二（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）
- 市町村の市町村長（以下この条において「住所地市町村長」という。）以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード又は総務省令で定める書類を提示してこれをしなければならない。

- 市町村長（以下この条において「市町村長」という。）は、政令で定める事項を同項の請求をした者の住所地市町村長に通知しなければならない。
- 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、政令で定める事項を交付地市町村長に通知しなければならない。
- 前項の規定による通知を受けた交付地市町村長は、政令で定める事項を同項の請求をした者の住所地市町村長に通知しなければならない。
- 前項の規定による通知を受けた交付地市町村長は、政令で定める事項を同項の請求をした者に交付するものとする。この場合において、交付地市町村長は、特別の請求がない限り、第七条第四号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。
- 第二項又は第三項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、交付地市町村長又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である住所地市町村長又は交付地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。
- 第二十二条第二項（第二号を除く。）及び第六項の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、同条第六項中「市町村長」とあるのは、「第十二条の四第二項に規定する交付地市町村長」と読み替えるものとする。
- （住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報）
- 第十二条の五** 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通報しなければならない。
- 第十三条** 市町村の委員会（地方自治法第二百三十八条の四第一項に規定する委員会をいう。第二十条の三において同じ。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。
- （住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
- 第十四条** 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十条若しくは前二条の規定による通知若しくは通報若しくは第二項の調査によつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたと記又は記載漏れがあることを知つたときは、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。
- 第十五条** 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者又は公職選挙法第二十一条第二項に規定する住民基本台帳に記録されていた者で選挙権を有するものについて行うものとする。市町村長は、第八条の規定により住民票の記載等をしたときは、遅滞なく、当該住民票の記載等で選挙人名簿の登録に關係がある事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。
- 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により通知された事項を不当な目的に使用されることがないよう努めなければならない。
- 第十六条の二** 市町村長は、住民票（世帯を単位とする住民票にあつては、その全部）を消除したとき、又は住民票を改製したときは、その消除した住民票又は改製前の住民票（以下「除票」と総称する。）を住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存しなければならない。
- 第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、磁気ディスクをもつて調製した除票を蓄積して除票簿とすることができる。

(除票の記載事項)

(附票の記載事項)  
第十五条の三 除票には、当該除票に係る住民票に記載をしていた事項のほか、当該住民票を消除

した事由（転出（市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（第二十四条の規定による

届出に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出の予定年月日)又は改製した旨及びその年月日の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。以

2 下同じ。)をする。  
第九条第一項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る除票に転出をした旨の記

載をする  
(除票の写し等の交付)

第十五回 市田木が假有する隠陽を賣してしまる者に、當市田木をもつて田林木を以てその  
者に係る四項の市田木が假有する隠陽の第二項の規定によりて磁ニディケシテ  
る市町村にあつては、当該票書に記録されてゐる事項を記載した書類。欠員及び第三項並びに第

四十六条第二号において同じ。) 又は除票に記載をした事項に関する証明書(次項及び第三項並びに同号において「除票記載事項証明書」という)の交付を請求することができる。

國又は地方公共団体の機關は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が保存する除票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記

載を省略したもの又は除票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項その他政令で定める事項に関するものの交付を請求することができ

3 る。  
市町村長は、前二項の規定によるもののはか、当該市町村が保存する除票について、次に掲げ

者からも、除票の写しで陥落基盤證明事項（第七条第一号から第二二号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項の他に陥落基盤を定める事項をいう。以下において同じ。）のみが表示され、これらは余裏記載事項正月書で余裏告書正月事項に置換するものと見做される。

かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

一　自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者

二二  
国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者  
二三  
前二号に掲げる者のほか、除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4 市町村長は、前三項の規定によるもののはか、当該市町村が保存する除票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲

ける者に該当することを理由として、同項に規定する除票の写し又は除票記載事項説明書が必要である旨の申出があり、かつて該申出を相当と認めたときは、当該特定事務受任者に当該除票

出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「住民票の写し」とあるのは「除票の写し」と、「住民票記載事項証明書」とあるのは「除票記載事項証明書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項第三号	
氏名	氏名その他の当該請求に係る除票を特定するために必

第十二条第五項	第一項	要な事項
第十二条第七項	同項	第十五条の四第一項 第十五条の四第一項

第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したとき、又は日本国憲法の改正手続に関する法律第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき、若しくは同法第四十二条の規定により在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録若しくは在外選挙人名簿への登録の移転がされ、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

**第十八条 戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正**（第三十条の四十一第一項において「戸籍の附

**第十九条** 戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知  
住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載

当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、本籍地の市町村長は、逓帯なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。 戸籍の

4 前三項の規定による通知は、総務省令（前二項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において司じ。）で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機か

ら電気通信回線を通じて相手方である他の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつてはこの限りでない。

**(戸籍の附票の改製)**  
**第十九条の二** 市町村長は、必要があると認めるときは、戸籍の附票を改製することができる。

(機構への戸籍の附票の記載事項の提供)  
**第十九条の三** 本籍地の市町村長は、番号利用法第二十一条の二第二項(番号利用法第二十六条にこ

おいて準用する場合を含む。)の規定による通知(番号利用法第十九条第八号又は第九号に規定する青報是共者又は某条例事務関係事務青報是共者が番号利用去第九条第三項の去務大臣である場合に

おけるものに限る。)を受けたときは、政令で定めるところにより、当該通知に係る者の戸籍の附票に記載をされて、はる第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を地方公共団

体情報システム機構（以下「機構」という。）に提供するものとする。

**第二十条** 市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（当該戸籍の附票から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除さざる者を除く。）

を含む。次項において同じ。) 又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長(これに、二つ以上の者に係る旨籍の付票の写し)(第十六条第二項の規定により磁気ディスク

をもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載して書類。次頁及び第三頁並びに第四十六条第二号(おこりて同じ。)の交付を請求すること。

ができる。  
2　國又は地方公共団体の幾周は、法令で定める事務の遂行のこれら必要である場合は、市町村

長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略してこれらの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるものほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者につき、戸籍の付票の手帳で第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示され

たものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該「審査付票の序」を交付することができる。

又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

## 二 國又は地方公共團體の機關に提出する必要がある者

（戸籍の附票の脱漏等に関する都道府県知事の通報）

**第二十条の二** 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村が備える戸籍の附票に脱漏、誤載、誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

(戸籍の附票の脱落等に關する委員会の事務)  
第二十一条の三 市町村の附票を管理し、又は執行するに當たつて、戸籍の附票に脱  
落する、或は、其又は記載漏失があるとの認為のとき、屋帶なく、その旨を当該市町村に通  
報する。

（戸籍の附票の正確な記録を確保するための措置）

2 を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（三藩の付票の余票等）  
備えられた市町村長に対し、その旨を申し出ることができる。

**第二十一条** 市町村長は、戸籍の附票の全部を消除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、その消除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票（以下「戸籍の附票の除票」と総称する。）を

2  
十六条の附票の規定により磁気テープをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、茲次デイスクリーフをもつて周製りて「署の付裏の余票等とする」こと。

ができる。  
（戸籍の附票の除票の記載事項）

録。以下同じ。)をする。  
(戸籍の附票の除票の写しの交付)

村にあつては、当該戸籍の附票の除票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。)の交付を請求することができる。

2) 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には市町村長に対し、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票の写しで第百七条第七号に掲げる事項の記載を旨旨に記入して提出する。

3  
て、市町村長は、前二項の規定によるものほか、当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、次に掲げる者から、当該戸籍の附票の除票の写しで第十七条第一号から第六号までに掲げる

二　国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者　する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者  
四 市町村長は、前三項の規定によるもののはか、当該市町村が保存する戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が

前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する戸籍の附票の除票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の除票の写しを交付することができる。

第一項に 届出	第二十二条の三 第三項に 届出	第二十三条の三 第三項に 届出
九項 第四章 （住民としての地位の変更に関する届出の原則）	第二十二条 （住民としての地位の変更に関する届出は、全てこの章及び第四章の四に定める届出によつて行うものとする。 （転入届）	第二十三条 （新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第三十条の四十六において同じ。）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。 一 氏名 二 住所 三 転入をした年月日 四 従前の住所 五 世帯主についての旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄 六 転入前の住民票コード（転入をした者につき直近に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に記載した住民票コードをいう。） 七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のはか政令で定める事項
八項 第五章 （前項の規定による届出をする者（同項第七号の者を除く。）は、住所の異動に関する文書で政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。 （転居届）	第二十三条 （一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。）をした者は、転居をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。 一 氏名 二 住所 三 転居をした年月日 四 従前の住所 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄 （転出届）	第二十四条 （転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。 （個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例）
九項 第六章 （当該転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、その世帯員が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。	第二十五条 （第二十二条第一項及び第二十三条の場合を除くほか、その属する世帯又はその世帯主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。 （世帯主が届出を行う場合）	第二十六条 （世帯員は、世帯員に代わつて、この章又は第四章の四の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。 （届出の方式等）
十項 第七章 （当該転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、その世帯員が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。	第二十七条 （この章又は第四章の四の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。 （届出の特例）	第二十七条 （この章又は第四章の四の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。 （当該転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、その世帯員が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。 （当該転出届をした日後当該世帯員が最初に行う第二十二条第一項の規定による届出であつて、その世帯員が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。
十一項 第八章 （当該世帯員が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わつて行うものをいう。以下この条において同じ。）については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。	第二十八条 （この章又は第四章の四の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。）	第二十八条 （前二項の規定による転出届を受けた市町村長は、政令で定める事項を前条の規定により届け出られた転出先に係る市町村の長（以下この条において「転入予定地市町村長」という。）に通知しなければならない。 （転入予定地市町村長は、第一項又は第二項の規定による転出届をした者が当該転入予定地市町長に最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届（次項において「最初の転入届等」といいう。）をすることなく、前項の規定による通知があつた日から政令で定める期間が経過したときは、同項の規定により通知された事項を消去しなければならない。 最初の転入届等を受けた市町村長（以下この条において「転入地市町村長」という。）が第三項の規定による通知を受けていない場合又は同項の規定により通知された事項を前項の規定により消去している場合には、当該転入地市町村長は、最初の転入届等を受けた旨を当該最初の転入届等に係る転出届を受けた市町村長（以下この条において「転出地市町村長」という。）に通知しなければならない。

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例)

**第二十八条の二** この章又は第四章の四の規定による届出をする者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

**第二十八条の三** この章又は第四章の四の規定による届出をする者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

**第二十九条** この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(児童手当の支給を受ける者に係る届出の特例)

**第二十九条の二** この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(米穀の配給を受ける者に係る届出の特例)

**第三十条** この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

## 第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

### 第一節 住民票コード

(住民票コードの指定)

**第三十条の一** 機構は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

**二** 機構は、前項の規定による住民票コードの指定を行つ場合には、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に指定した住民票コードと重複しないようにしなければならない。

(住民票コードの記載等)

**第三十条の三** 市町村長は、次項に規定する場合を除き、住民票の記載をする場合には、当該記載に係る者につき直近に住民票の記載をした市町村長が当該住民票に直近に記載した住民票コードを記載するものとする。

**二** 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者がいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者であるときは、その者に係る住民票に前条第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいづれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

**三** 市町村長は、前項の規定により住民票コードを記載したときは、速やかに、当該記載に係る者に対する請求ができる。

**第三十条の四** 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、その者に係る住民票に記載されている住民票コードの記載の変更を請求することができる。

**二** 前項の規定による住民票コードの記載の変更の請求(以下この条において「変更請求」といふ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、その旨その他総務省令で定める事項を記載した変更請求書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。

- 3 市町村長は、前項の変更請求書の提出があつた場合には、当該変更請求をした者に係る住民票に從前記載されていた住民票コードに代えて、第三十条の二第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいづれか一の新たな住民票コードをその者に係る住民票に記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。
  - 4 市町村長は、前項の規定により新たな住民票コードを記載したときは、速やかに、当該変更請求をした者に対し、住民票コードの記載の変更をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。
- (政令への委任)

- 第三十条の五** 前三条に定めるもののほか、住民票コードの記載に關し必要な事項は、政令で定める。

### 第二節 本人確認情報の通知及び保存等

(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

- 3 第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項(同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報(住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項(住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されたこれらのこと項)並びに住民票の記載等に關する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

- 3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)

- 3 第三十条の七 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、機構に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとす。

- 3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。
- 4 機構は、前項の規定により機構が保存する本人確認情報をあつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「機構保存本人確認情報」という。)の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

- (本人確認情報の誤りに関する機構の通報)
- 4 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、都道府県知事保存本人確認情報を誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事に通報するものとする。







(開示の期限)  
第三十条の三十三 前条第二項の規定による開示は、開示請求を受理した日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 都道府県知事又は機構は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を書面により通知しなければならない。

(開示の手数料)

第三十条の三十四 第三十条の三十二第一項の規定により機構に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、機構が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

(自己の本人確認情報の訂正)

第三十条の三十五 都道府県知事又は機構は、第三十条の三十二第二項の規定により開示を受けた者から、書面により、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出した者に対し、書面で通知するものとする。

(苦情処理)

第三十条の三十六 都道府県知事又は機構は、この法律の規定(第三章及び次章を除く。)により都道府県が処理する事務又は本人確認情報処理事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(住民票コードの告知要求制限)

第三十条の三十七 市町村長は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 都道府県知事は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 機構は、この法律の規定により機構が処理することとされている事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

4 総務省は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し住民票コードの提供を求めることができることとされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の三十八 市町村長、都道府県知事、機構又は総務省(以下この条において「市町村長等」という。)以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めではない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に対し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めではない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものという。以下この項において同じ。)であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為を行わされた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者がこの項において構成してはならない。

者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十条の三十九 都道府県知事は、前条第四項又は第五項の規定による措置に關し必要があると認めるとときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県の審議会の設置)

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下この条において「都道府県の審議会」という。)を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定(次章を除く。)によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に關して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

(第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等)

(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第十七条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(戸籍の附票に記載されている同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項(戸籍の附票の消除を行つた場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれら的事項)並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの(以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」といいう。)の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

(都道府県知事から機構への附票本人確認情報の通知等)

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものと

する。

- 3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。
- 4 機構は、前項の規定により機構が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該機構保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。  
 （附票本人確認情報の誤りに関する機構の通報）
- 第三十条の四十三** 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、都道府県知事保存附票本人確認情報に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存附票本人確認情報を保存する都道府県知事に通報するものとする。  
 （国の機関等への附票本人確認情報の提供）
- 第三十条の四十四** 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。  
 （デジタル庁への住民票コードの提供）
- 第三十条の四十四の二** 機構は、デジタル庁から番号利用法第二十一条第二項又は第二十二条の二第一項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。  
 （附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供）
- 第三十条の四十四の三** 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「附票通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。
- 一 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。  
 二 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。
- 3 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て戸籍の附票に関する事務の処理に關し求めがあつたとき。  
 4 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。  
 （附票本人確認情報の利用）
- 第三十条の四十四の六** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することができます。  
 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）  
 二 条例で定める事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）  
 三 附票本人確認情報の利用につき当該附票本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）  
 四 統計資料（国外転出者に係るものに限る。）の作成を行うとき。
- 2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。
- 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。  
 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。
- 第三十条の四十四の四** 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。  
 （附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関への附票本人確認情報の提供）
- 一 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。  
 二 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに關し求めがあつたとき。

3 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の四十四の十一第二項の規定による事務の処理に關し求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。  
 （附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供）

**第三十条の四十四の五** 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。  
 （附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関への附票本人確認情報の提供）

3 附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事から第三十条の四十四の十一第二項の規定による事務の処理に關し求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。  
 （附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供）



			第三十条の九の二	第三十条の四十四の二
	本人確認情報等の利用	附票本人確認情報等の利用	本人確認情報等（本人確認情報	附票本人確認情報等（附票本人確認情報
第三十条の二十 九（見出しを含む。）	第三十条の十から第三十条の十四まで、第三十条の十五第二項又は第三十条の十五の二第一項若しくは第三項	第三十条の十四の三から第三十条の十四の五まで、第三十条の十四の六第二項若しくは第四項又は第三十条の四十	第三十条の四十四の三から第三十条の四十四の七第一項	第三十条の四十四、第三十条の四十四の二又は第三十条の四十四の七第一項
第三十条の三十 二項	第三十条の九、第三十条の九の二又は第三十条の十五の二第一項	第三十条の九、第三十条の九の二又は第三十条の十五の二第一項	第三十条の四十四、第三十条の四十四の二又は第三十条の四十四の七第一項	第三十条の四十四、第三十条の四十四の二又は第三十条の四十四の七第一項
第三十条の三十 三项	本人確認情報等	本人確認情報等	本人確認情報等に	附票本人確認情報等に
第三十条の三十 四项	又は本人確認情報等	又は附票本人確認情報等	又は附票本人確認情報等	又は附票本人確認情報等
第三十条の三十 五项	第三十条の六第三項又は第三十条の七第三項	第三十条の六第三項又は第三十条の七第三項	第三十条の四十一第三項又は第三十条の四十二第三項	第三十条の四十一第三項又は第三十条の四十二第三項
第三十条の三十 六项	本人確認情報処理事務	同様の規定により機構が処理することとされている事務	第三章及び次章の規定	第三章及び次章の規定
第三十条の四十 一项	この法律の規定（次章を除く。）	この法律の規定（次章を除く。）	第三十条の四十一第一項	第三十条の四十一第一項
第三十条の四十 二项	第三十条の六第一項	第三十条の六第一項	第三十条の四十一第一項	第三十条の四十一第一項
第三十条の六第一項	次章の規定	次章の規定	次章の規定	次章の規定
第三十条の四十一第一項				

			（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）	（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）
			第三十条の四十六 前条の表の上欄に掲げる者（出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。）が国外から転入をした場合（これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。）には、当該中長期在留者等は、第二十二条の規定にかかるべく、転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書（一時庇護許可者にあつては、入管法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書）を提示しなければならない。	第三十条の四十六 前条の表の上欄に掲げる者（出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。）が国外から転入をした場合（これに準ずる場合として総務省令で定める場合を含む。）には、当該中長期在留者等は、第二十二条の規定にかかるべく、転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書（一時庇護許可者にあつては、入管法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書）を提示しなければならない。
			第三十条の四十七 日本の国籍を有しない者（第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。）で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となつた場合には、当該中長期在留者等となつた者は、中長期在留者等となつた日から十四日以内に、第二十二条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。	第三十条の四十七 日本の国籍を有しない者（第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。）で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となつた場合には、当該中長期在留者等となつた者は、中長期在留者等となつた日から十四日以内に、第二十二条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。
			第三十条の四十八 第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条及び前二条の場合を除くほか、世帯主でない外国人住民であつてその世帯主（外国人住民であるものに限る。）との統柄に変更があつたものは、その変更があつた日から十四日以内に、世帯主との統柄を証する文書を添えて、その氏名、世帯主との統柄及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。（外国人住民の世帯主との統柄の変更の届出）	第三十条の四十八 第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条及び前二条の場合を除くほか、世帯主でない外国人住民であつてその世帯主（外国人住民であるものに限る。）との統柄に変更があつたものは、その変更があつた日から十四日以内に、世帯主との統柄を証する文書を添えて、その氏名、世帯主との統柄及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。（外国人住民の世帯主との統柄の変更の届出）
			第三十条の四十九 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民であるものは、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をするときは、世帯主との統柄を証する文書を添えて、これらの規定に規定する届出をしなければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。（外国人住民の世帯主との統柄を証する文書の提出）	第三十条の四十九 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民であるものは、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をするときは、世帯主との統柄を証する文書を添えて、これらの規定に規定する届出をしなければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。（外国人住民の世帯主との統柄を証する文書の提出）
			第三十条の五十 出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又	第三十条の五十 出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又

は第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町長に通知しなければならない。  
 (外国人住民についての適用の特例)

**第三十条の五十一**

外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(第十五条の四第五項)

、第五号及び第八号

の二から第十四号ま

で

五項において準用する場合を含む。)

第十二条の二第一項	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
第十二条の二第四項	第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄
第十五条の四第五項	第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
第十二条の三第一項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	第七条第十号から第十二号まで及び第十四号
第十二条の四第一項	第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項
第十二条の四第四項	事項	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
第十五条の四第二項	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
第十五条の四第三項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日

**第三十条の五十二**

外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(第十五条の四第五項)

、第八号の二及び第十号から第十四号まで

、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同

条の表の下欄

五項において準用する場合を含む。)

(調査)

市町村長は、定期に、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

(関係市町村長の意見が異なる場合の措置)  
**第三十三条** 市町村長は、住民の住所の認定について他の市町村長と意見を異にし、その協議がとのわないときは、都道府県知事(関係市町村が二以上の都道府県の区域内の市町村である場合には、主務大臣)に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の申出を受けた場合には、その申出を受けた日から六十日以内に決定をしなければならない。  
 3 前項の決定は、文書をもつてし、その理由を附して関係市町村長に通知しなければならない。  
 関係市町村長は、第二項の決定に不服があるときは、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

**第三十四条**

市町村長は、定期に、第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。

2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第七条及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。

3 市町村長は、前二項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(秘密を守る義務)

第三十五条 住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関する記録の保護)

第三十六条 市町村長の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者は、その事務に関する事務をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(住民票に記載されている事項の安全確保等)

第三十六条の一 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たつては、住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、市町村長から住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(苦情処理)

第三十六条の二 市町村長は、この法律の規定により市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(資料の提供)

第三十七条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項又は除票に記載されている事項に関する資料の提供を求めることができる。

2 国の行政機関は、その所掌事務について必要があるときは、都道府県知事又は機構に対し、それぞれ都道府県知事保存本人確認情報又は機構保存本人確認情報に関する資料の提供を求めることができる。

(指定都市の特例)

第三十八条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区及び総合区の区域を市の区域と、区長及び総合区長を市長とみなす。

八十八号) 第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(国又は都道府県の指導等)	第三十一条 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村長に対し、前項の事務に關し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。
3 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしてようとするときは、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者及び国民年金の被保険者に関する事項に關する事項については内閣総理大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。	3 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしてようとするときは、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療の被保険者、介護保険の被保険者及び国民年金の被保険者に関する事項に關する事項については内閣総理大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。
4 都道府県知事は主務大臣に対し、市町村長は主務大臣又は都道府県知事に対し、第一項の規定による助言又は勧告を求めることができる。	4 都道府県知事は主務大臣に対し、市町村長は主務大臣又は都道府県知事に対し、第一項の規定による助言又は勧告を求めることができる。

**第三十九条**

行政手続法の適用除外

この法律の規定により市町村長がする処分については、行政手続法(平成五年法律第

八十八号)

第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定については、政令で特別の定めをることができる。

(適用除外)

**第三十九条** この法律は、日本の国籍を有しない者うち第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者以外のものその他政令で定める者については、適用しない。

(主務大臣)

**第四十条** この法律において、主務大臣は、総務大臣とする。ただし、第九条第二項の規定による通知に関する事項及び第三章に規定する戸籍の附票に関する事項については、総務大臣及び法務大臣とする。

(政令への委任)

**第四十一条** この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務への委任)

**第四十二条** 第十九条の三の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(第六章 罰則)

**第四十三条** 第三十条の二十六又は第三十条の三十（これらの規定を第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第四十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した者

二 次に掲げる者であつて、その事務に関して知り得た事項を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したもの

ハ 住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であつた者

口 市町村長の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う住民基本台帳又は戸

籍の附票に関する事務の処理に従事している者又は従事していた者

本 本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者

二 都道府県知事の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事してい

た者

ト 本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

ト 受領した本人確認情報等又は第三十条の四十四の十三において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する受領者又は第三十条の四十四の十三において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者（チにおいて「附票情報受領者」という。）の職員又は職員であつた者

チ 受領者又は附票情報受領者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う受領した本人確認情報等又は第三十条の四十四の十三において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者

の罰金に処する。

**第四十五条** 第十一条の二第九項又は第十項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第四十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の二第二十一項若しくは第三十条の三十九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 偽りその他不正の手段により、第十二条から第十二条の三まで（これらの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写しの交付を受け、第十五条の四（第三十条の五一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書の交付を受け、第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第二十一条の三に規定する戸籍の附票の除票の写しの交付を受けた者

**第四十七条** 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十八（第三十条の四十四の九において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十条の二十第一項（第三十条の四十四の九において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**第四十八条** 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十三条第一号、第四十五条又は第四十六条第一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第四十九条** 第三十四条第三項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示した者は、五万円以下の罰金に処する。

**第五十条** 第四十二条（第三十条の三十第二項（第三十条の四十四の十三において準用する場合を含むものとし、別表第一の四十一の項の下欄に掲げる事務の処理に関する事務に従事する外務省が提供を受けた本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第四十三条（第二号ト（当該事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第五十一条** 偽りその他不正の手段により第十二条の二第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第七項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供した者は、三十万円以下の過料に処する。ただし、第四十五条の規定により刑を科すべきときは、この限りでない。

**第五十二条** 第二十二条から第二十四条まで、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までの規定による届出に關し虚偽の届出（第二十八条から第三十条までの規定による付記を含む。）をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処す。

2 正当な理由がなくて第二十二条から第二十四条まで、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までの規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

**第五十三条** 前三条の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

**附 則 抄**

**(施行期日)** この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十五条の規定はこの法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第十二条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第八条第一項の改正部分を除く。）の規定は昭和四十五年一月一日から施行する。

**(住民登録法及び住民登録法施行法の廃止)**

**第二条** 住民登録法（昭和二十六年法律第二百十八号）及び住民登録法施行法（昭和二十七年法律第一百六号）は、廃止する。

**(住民登録法の廃止に伴う経過措置)**

**第三条** 施行日前にした旧住民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

**2 施行日前にした旧住民登録法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。**

**3 前二項に定めるもののほか、住民登録法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。**

**第五条** 旧住民登録法の規定による戸籍の附票は、この法律の規定による戸籍の附票とみなす。

**(介護保険の被保険者に関する特例)**

**第七条** 当分の間、第七条第十号の三の規定の適用については、同号中「〔介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条」とあるのは、「〔介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条及び介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十二条第一項」と、「同条第二号」とあるのは、「〔介護保険法第九条第二号」とする。

**附 則 （昭和四四年五月一六日法律第三〇号）抄**

**(施行期日)** この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

**(罰則に関する経過措置)**

**第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(施行期日)** この法律は、昭和四六年五月二七日法律第七三号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則** （昭和五三年七月五日法律第八七号）抄

**(施行期日)** この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和五六年六月一一日法律第八一号）抄

**(施行期日)** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**(経過措置)**

**5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる旧法第三条第一項の規定に違反する行為でこの法律の施行後にしたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。**

**附 則 （昭和五八年一二月一〇日法律第八三号）抄**

**(施行期日)** この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**(その他の処分、申請等に係る経過措置)**

**第十四条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

**附 則 （昭和六〇年五月一日法律第三四号）抄**

**(施行期日)** この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

**附 則 （昭和六〇年六月二五日法律第七六号）**

**1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。**

**附 則 （平成五年一一月一二日法律第八九号）抄**

**(施行期日)** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

**附 則 （平成五年法律第八十九号）**

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 （平成六年六月二九日法律第六七号）抄**

**(施行期日)** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 （平成六年一二月一四日法律第一一三号）抄**

**(施行期日)** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 （平成九年一二月一七日法律第一一四号）抄**

**この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。**

**附 則 （平成一〇年五月六日法律第四七号）抄**

**(施行期日)** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号）抄**

**(施行期日)** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 略**

**二 第二百条の規定並びに附則第二百六十八条中地方自治法別表第一国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の項の改正規定、第一百七十二条、第二百五条、第二百六条及び第二百十五条の規定** 平成十四年四月一日

**附 則 （平成一一年八月一八日法律第一三三号）抄**

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一次項の規定

公布の日

二 目次の改正規定、第二条、第三条及び第十二条の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定(第四章の二第一節、第三十条の七(第三項から第十項までに限る)、第三十条の八、第三十条の九、第三十条の十(第四項及び第五項に限る)、第三十条の十一、第三十条の十五、第三十条の二十九、第三十条の三十、第三十条の三十二から第三十条の四十まで、第三十条の四十二、第三十条の四十三及び同章第五節に係る部分を除く)、第三十一条の改正規定、第三十六条の次に二条を加える改正規定、第六章中第四十六条を第五十二条とする改正規定、第四十五条第一項の改正規定(「五千円」を「五万円」に改める部分に限る)、同条第二項の改正規定(「五千円」を「五万円」に改める部分に限る)、同条を第五十一条とする改正規定、第四十四条の改正規定(若しくは第三項)を削る部分(住民基本台帳の閲覧若しくは住民基本台帳若しくはその)を「住民基本台帳の」に改める部分及び「五万円」を「十万円」に改める部分に限る)、同条を第五十条とする改正規定、第四十三条を第四十九条とし、同条の前に三条を加える改正規定(第四十六条に係る部分に限る)、第四十二条の前の見出しを削る改正規定(第四十五条とする改正規定、同条を第四十五条とする改正規定及び第六章中同条の前に三条を加える改正規定(第四十二条(第三十条の三十五第一項から第三項までの規定に係る部分を除く)及び第四十三条に係る部分に限る)並びに附則第六条及び第七条の規定、附則第八条の規定(附則第二条から第五条までに係る部分を除く)並びに附則第九条及び第十二条の規定)公布及び第四十三条に係る部分に限る)並びに附則第六条及び第七条の規定、附則第八条の規定(附則第二条から第五条までに係る部分を除く)並びに附則第九条及び第十二条の規定)公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第九条に一項を加える改正規定、第十二条の次に二条を加える改正規定(第十二条の二に係る部分に限る)、第二十四条の次に一条を加える改正規定、第二十五条及び第二十六条の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定(第四章の二第五節に係る部分に限る)、第四十五条第一項の改正規定(第二十二条から第二十五条まで)を「第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条」に、「第二十八条」を「第二十四条の二第一項若しくは第二項又は第二十八条に改める部分に限る)、第四十五条第二項の改正規定(第二十二条から第二十五条まで)を「第二十二条から第二十四条まで又は第二十五条」に改める部分に限る)並びに第四十四条の改正規定(住民票記載事項証明書の交付を受け)の下に「、第十二条の二第一項の住民票の写しの交付を受け」を加える部分に限る)並びに附則第十条及び第十二条の規定)公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする。

**第二条** この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に住民基本台帳に記録されたことがあ

る者であつて施行日以後いづれの市町村(特別区を含む。以下同じ)においても住民基本台帳

に記録されていなかつたもの(この法律の施行の際現に住民基本台帳に記録されていた者であつ

て政令で定めるものを含む。附則第四条において「施行日以後住民基本台帳に記録されていなかつた者」という)が施行日以後最初に住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出をする場合における同項の規定の適用については、同項中「いづれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者があつては」とあるのは、「いづれの市町村においても住民基本台帳に記録されていなかつた者があつては」とある

三号)附則第二条に規定する施行日以後住民基本台帳に記録されていなかつた者があつては」とする。

(住民票コードの記載に関する経過措置)

**第三条** 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、施行日に、この法律の施行の際現に住民基本台帳に記録されている者(政令で定める者を除く)に係る住民票に新法第三十条の七第

一項の規定により都道府県知事から指定された新法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。)のうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合においては、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

**第四条** 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者が施行日以後住民基本台帳に記録されていなかつた者であるときは、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定にかかわらず、その者に係る住民票に同法第三十条の二第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合においては、市町村長は、当該記載に係る者に對し、その旨及び当該住民票コードを書面により通知しなければならない。

**第六条** 施行日前に指定情報処理機関の指定がされた場合は、指定情報処理機関は、新法第三十条の十第一項の規定にかかるわらず、施行日の前日までの間は、同項第三号から第七号までに掲げる事務を行わないものとする。

(本人確認情報の処理及び利用等の準備行為)

**第七条** 市町村長、都道府県知事及び指定情報処理機関は、施行日前においても、新法第四章の二に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(指定都市の特例)

**第八条** 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第二条から第五条まで及び前条の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第九条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定)公布の日

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 则** (平成一四年六月一日法律第六五号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一及び二 略

(平成一四年七月四日法律第一〇一号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

三 附則第八十条の二の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)(平成十四年法律第五十二号)第十五条の規定の施行の施行の日又は施行日のいづれか遅い日

附 则 (平成一四年七月三日法律第一〇〇号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** （平成一四年八月二日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六条から第八条まで、第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十八条、第四十九条第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四条、第六十七条、第六十九条、第七十一条、第七十三条及び第七十七条の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十六条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律（平成十四年法律第百五十二号）第十五条の規定の施行の日又はこの法律の施行日のいずれか遅い日から施行する。

**附 則** （平成一四年一二月六日法律第一三八号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

**第一条** 第二条並びに附則第七条第一項及び第二項、第八条から第十条まで並びに第十九条から第二十八条までの規定 平成十七年十二月一日

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

**第二十六条** 前条の規定の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間においては、同条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の三十の項中「司法試験の実施」とあるのは、「司法試験の実施又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十八号）附則第七条第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験の実施」とする。

**附 則** （平成一四年一二月一三日法律第一五一号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

**第四条** 第十五条の規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五から八まで 略

**第五条** 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

九から八まで 略

**第十条** 附則第十二条の規定 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（その他の経過措置の政令への委任）

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** （平成一四年一二月一三日法律第一五三号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** （平成一四年一二月一三日法律第一七〇号）抄

(施行期日)

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十二条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

**附 則** （平成一四年一二月二〇日法律第一九二号）抄

(施行期日等)

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則第十二条から第十四条まで及び附則第三十三条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

**附 則** （平成一五年五月三〇日法律第五四号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三十九条、附則第四条、附則第十二条から第十四条まで及び附則第二十七条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** （平成一五年五月三〇日法律第五四号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

**第三十八条** この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

**第三十九条** この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** （平成一五年六月一一日法律第六九号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** （平成一五年六月一八日法律第九六号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年三月一日から施行する。

**附 則** （平成一五年七月四日法律第一〇三号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一五年七月四日法律第一二五号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

**第三十三条** この法律の施行の日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の規定の適用については、同表の二十四の項中「第九条の登録」とあるのは、「第九条第一項の許可」と、「第十三条第四項」とあるのは、「第十三条」と、「同法第四十六条第三項」とあるのは、「又は同法第四十五条第三項」と、「第七十二条第二項」とあるのは、「第五十四条第二項」と、「同法第一百七十七条第一項の認定又は同法第二十二条第五項の届出に関する」とあるのは、「に関する」とする。

**附 則** （平成一六年五月一二日法律第四三号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** （平成一六年五月一九日法律第四七号）抄

(施行期日)

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条（電波法第九十九条の十一第一項第一号の改正規定を除く。）並びに附則第六条及び第八条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成一六年六月二日法律第六六号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、次条並びに附則第六条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、平成十八年二月一日から施行する。

附 則（平成一六年六月二日法律第六九号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月九日法律第七二号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第二百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則（平成一六年六月二三日法律第一三二号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略  
三 第四条、第七条、第十一条、第十五条及び第十六条並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十八条から第四十五条まで、第四十九条及び第五十条の規定 平成十九年四月一日

附 則（平成一六年二月三日法律第一五二号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年一二月三日法律第一五四号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

第二百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）  
第一条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年一二月八日法律第一五九号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一〇日法律第一六五号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年五月二〇日法律第四五号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条から第十二条までの規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 第二条並びに次条から附則第四条まで及び附則第八条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年六月一〇日法律第五四号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月一〇日法律第五五号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年六月一七日法律第六四号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年六月一七日法律第六五号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年六月一九日法律第七七号）抄



<p>三 第三条の規定並びに附則第十六条、第四十条、第四十二条及び第六十五条の規定 施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p><b>附 則</b> (平成一八年一二月二二日法律第二八号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年三月三一日法律第三〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から二まで 略</p> <p>三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十一条から第六十条まで、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条から第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条及び第一百条まで、第一百十三条、第一百五十五条から第一百十八条まで、第一百二十条、第一百二十二条、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百二十八条、第一百三十条から第一百三十四条まで、第一百三十七条、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定 (日本年金機構法の施行の日 (住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置))</p> <p><b>第八十三条</b> 附則第六条第一項の規定により政府が暫定雇用福祉事業を行う間においては、附則第八十条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の七十項中「又は同法第六十三条の能力開発事業」とあるのは、「若しくは同法第六十三条の能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)による同法附則第六条第一項の暫定雇用福祉事業」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p><b>第一百四十二条</b> この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p><b>第一百四十三条</b> この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年五月一八日法律第五一号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えた日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b> (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p><b>第一条</b> この法律は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から二まで 略</p> <p>三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条(附則第八条の準用に係る部分に限る。)、第二十条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から二十九条まで、第三十三条から第三十五条まで及び三十六条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十六条及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。)の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日 (住民基本台帳法の一部改正等)</p> <p><b>第三十五条</b> 第三号施行日が建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日前である場合には、前条中「別表第一の百二十一の項」とあるのは、「別表第一の百二十一の項」とする。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三条)、附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)、附則第二十三条第一項、第六十七条规定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日</p> <p><b>第七十三条</b> この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「社会保険庁長官等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為となる。</p>
--	---

**附 則** (平成一九年六月二七日法律第九九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

**第二十八条** 附則第二条から第十九条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関する罰則に関する経過措置

**第二十九条** 附則第二条から第十九条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に係る罰則に関する経過措置

**第一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において「施行日」という。)から施行する。

**第一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (平成一九年七月六日法律第一〇八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十一月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

**第一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行する。

<p>2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対し報告、届出提出その他の行為とみなす。</p> <p>3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについての規定を適用する。</p> <p>4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定期定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に對してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとする。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第五十四条 この法律の規定による場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p><b>附 則</b> (平成一九年七月六日法律第一一〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一〇年六月一三日法律第六五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b> (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b> (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>附 則</b> (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一〇年五月二三日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
---

(政令への委任)  
第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二一年七月一〇日法律第七四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

##### 第一及び二 略

三 第二条並びに附則第四条、第七条第一項及び第二項、第八条（第一項及び第七項を除く。）、第十四条、第十七条第三項及び第四项、第十八条から第二十条まで並びに第二十六条の規定並びに附則第三十二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の改正規定（八十の項中「第八十五条第一項の届出、同法」の下に「第九十六条の十九第一項の認可、同条第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、」を加える部分に限る。）並びに附則第四十二条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

#### 附 則 (平成二一年七月一五日法律第七七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十二条第一項、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの改正規定、第四章の二に一章を加える改正規定、第三十四条第一項及び第二十九条並びに第四十七条第二号の改正規定、第五十三条の改正規定（同条第一項の改正規定（第二十四条の二第一項若しくは第二項又は）を削る部分に限る。）を除く。）並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条まで及び第十三条から第二十条までの規定、附則第二十一条の規定（行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十号）別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項の改正規定（及び第三十条の三第一項）を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。）に限る。）並びに附則第二十二条の規定、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日

二 附則第三条及び第二十三条の規定 この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日のいざれか遅い日（適用区分等）

第二条 この法律による改正後の住民基本台帳法（以下「新法」という。）第二十四条の二及び第三十条の四十四第五項から第十一項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第三項の規定により同条第一項に規定する住民基本台帳カード（以下この項において「住基カード」という。）の交付を受ける者及びこの法律の施行の際現に条例利用住基カード（この法律による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第八項の規定による利用が行われている住基カードをいう。以下この項において同じ。）以外の住基カードの交付を受けている者について適用し、この法律の施行の際現に条例利用住基カードの交付を受けている者については、なお從前の例による。

二 新法第二十二条及び第三十条の四十六の規定は、新法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）が前条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）以後に新法第二十二条第一項に規定する転入をした場合について適用する。

3 新法第三十条の四十七の規定は、外国人住民が第一号施行日以後に新法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等になった場合について適用する。（外国人住民に係る住民票に関する経過措置）

第三条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、附則第一条第二号に定める日から第一号施行日の前日までの範囲内において政令で定める日（以下この条において「基準日」という。）現在において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者につき、基準日後速やかに、個人を単位として、新法第七条第一号から第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十一号の二まで及び第十四号に掲げる事項、国籍等（新法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した仮住民票を作成しなければならない。

一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の外国人登録原票（外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条第一項に規定する外国人登録原票をいう。以下この条において同じ。）に登録されていること。

二 第一号施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。

一 法律第二百二十五号）第四条第一項に規定する外国人登録原票（以下この条において同じ。）に登録され、当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。

二 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当することとなつた者につき、同項に規定する仮住民票（以下「仮住民票」という。）を作成することができる。

仮住民票の記載は、外国人登録原票、新法第七条第十号から第十一号の二までに規定する国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする。

三 法務大臣は、市町村長から仮住民票の作成に関し求めがあつたときは、新法第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は新法第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に関する情報提供するものとする。

四 市町村長は、第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成したときは、その作成の対象とされた者に對し、直ちに、その者に係る仮住民票の記載事項を通知しなければならない。

五 市町村長は、前各項に定めるものほか、仮住民票の記載、消除又は記載の修正その他仮住民票に關し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条の規定により作成した仮住民票は、第一号施行日において、住民票になるものとする。

第二条 市町村長は、前項の住民票に係る外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者の住民票について、同項の住民票が作成されたことに伴い新法第七条第四号に掲げる事項に変更が生じたときは、第一号施行日において記載の修正をしなければならない。

第三条 新法第六条第二項の規定により世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民及び日本の国籍を有する者が属する世帯については、同条第一項及び第二項の規定にかかる限り、第一号施行日以後世帯を単位とする住民票に外国人住民の記載をするために必要な期間に限り、個人を単位とする第一項の住民票と世帯を単位とする日本の国籍を有する者に係る住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成することをもつて、世帯を単位とする住民票の作成に代えることができる。

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に外国人住民である者（第一号施行日の前日までに第一号施行日における住所地の市町村長から附則第三条第五項の規定による通知を受けた者であつて総務省令で定めるものを除く。）は、第一号施行日から十四日以内に、新法第二十二条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、新法第三十条の四十六後段の規定を準用する。

2 前項の規定による届出は、新法第四章の三の規定による届出とみなして、新法第八条、第二十条六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第二十九条の一までの規定を適用する。

**第六条** 附則第四条第一項の住民票又は前条の規定の適用を受ける外国人住民に係る住民票については、新法第三十条の四十五の規定にかかるわらず、外国人住民となつた年月日（同条に規定する外国人住民となつた年月日をいう。）に代えて、第一号施行日を記載するものとする。

**第七条** 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書（入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法に規定する外国人登録証明書をいう。以下この条において同じ。）又は入管法等改正法附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書（日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、住民基本台帳法第四章の四及び第六章の規定並びに附則第五条第一項後段において準用する新法第三十条の四十六後段の規定を適用する。

**第八条** 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第三条から第五条までの規定の適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

**第九条** 外国人住民については、第一号施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までは、新法第十二条の四、二十四条の二、第四章の二及び第三十条の四十五（新法第七条第十三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（過料）

**第十条** 附則第五条第一項の規定による届出に關し虚偽の届出（同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条から第二十九条の二までの規定による付記を含む。）をした者は、その行為について刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

2 正当な理由がなくて附則第五条第一項の規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

3 前二項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

（過料に関する経過措置）

**第十二条** この法律の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

は、政令で定める。

**第二十三条** 政府は、現に本邦に在留する外国人であつて出入国管理及び難民認定法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものその他現に本邦に在留する外国人であつて同法又は日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法等改正法附則第六十条第一項の趣旨を踏まえ、第一号施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようするとの観点から必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二二年一二月四日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二二年三月三一日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定められる。

附 則（平成二二年五月一九日法律第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第二条第二十八項の改正規定（「デリバティブ取引その他」を「若しくはデリバティブ取引（取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。）又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として」に改める部分に限る。）及び同法第二百五十五条の二の三第九号の改正規定、第四条の規定、第五条中信託業法第四十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十三条及び第十四条の規定（公布の日）

二 及び三 略

四 第二条の規定、附則第十条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の三の項の改正規定（又は同法第百五十六条の二十八第三項の届出）を、「同法第百五十六条の二十八第三項の届出、同法第百五十六条の六十七第一項の指定又は同法第百五十六条の七十七第一項の届出」に改める部分に限る。）及び附則第十二条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十四条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二二年五月一九日法律第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二二年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二二年四月一日（この法律の公布の日が同月一日後となる場合には、公布の日）から施行する。

附 則（平成二二年四月二七日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二二年十月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二二年五月一〇日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の

七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。  
 (住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

**第九条** この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは、「独立行政法人雇用・能力開発機構」と、「第四条第一項の認定」とあるのは「附則第三条第一項の相当認定」とする。

(政令への委任)  
**第十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。附則(平成二十三年五月二七日法律第五六号)抄

**第一条** この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。  
 (施行期日)

**附則(平成二十三年六月二二日法律第七〇号)抄**

**第一条** この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。  
 (施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(政令への委任)  
**第十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めること。

**附則(平成二十三年六月二二日法律第七二号)抄**

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第一条** 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定)公布の日(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第五十一条** この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第五十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関するもの)は、政令で定める。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。  
 (施行期日)

**附則(平成二十三年六月二九日法律第八一号)抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
 (施行期日)

**附則(平成二十三年七月二二日法律第八四号)抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

**附則(平成二十三年八月三十日法律第一〇七号)抄**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
 (施行期日)

**附則(平成二十三年八月三十日法律第一〇七号)抄**

**第一条** この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

**附則(平成二十三年一月一六日法律第一二六号)抄**

**第一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附則(平成二十三年一月一六日法律第一二六号)抄**

**第一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附則(平成二十三年一月一六日法律第一二六号)抄**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附則(平成二十三年一月一六日法律第一二六号)抄**

**第一条** この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

**附則(平成二十三年一月一六日法律第一二六号)抄**

**第一条** この法律は、平成二十三年八月三十日から施行する。

**附則(平成二十三年一月一六日法律第一二六号)抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施

**附則(平成二十四年三月三一日法律第一三号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二四年三月三一日法律第二四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 附則第三十八条の規定** 公布の日

(罰則に関する経過措置)

**第三十七条** 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第三十八条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二四年三月三一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第二十二条、第二十六条、第二十七条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第六条、第八条から第十三条まで、第十七条、第二十四条及び第二十六条の規定** 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

**第二十七条** この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二四年四月六日法律第二七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

**一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第一百六十条の規定** 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百六十条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

**第一条** この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第二十五条及び第七十三条の規定** 公布の日

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**二 から四まで** 略

**五百** 第三十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいづれか遅い日

**附 則** (平成二四年九月五日法律第七六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二四年九月一二日法律第八六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定** 公布の日

**二 第一条、次条及び附則第十七条の規定** 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

**三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十一条まで及び第十六条の規定** 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

**第十八条** 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則** (平成二四年一月二六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税率の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定** 公布の日

(政令への委任)

**第二十三条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成二五年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二五年五月一〇日法律第一一号) 抄

(施行期日等)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 略**

**二 附則第三条の規定** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日

**附 則** (平成二五年五月一〇日法律第一二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年五月三一日法律第二八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条(内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る)及び第五十条の規定** 公布の日

年法律第百五十三号)の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子



(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二項、第十四条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで

の規定 平成二十六年十月一日

**附 則** (平成二六年四月二五日法律第三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三〇日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第十一条の規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)以下「通則法改正法」という。の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第一項、第十八条及び第三十条の規定

(处分等の効力)

二 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後の

のを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

それぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第二十九条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三十条** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(罰則に関する経過措置)

**第九条** この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(政令への委任) 第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二十六年六月二十五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

(施行期日)

**第一条** この法律のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五项、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第二项の二第二项、第五项、第三十二条第四项、第四十二条の二、第四十二条の三第二项、第五十三条、第五十四条、第五十四条の二、第五十四条の三第二项、第五十八条第一项、第六十八条第五项、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二项、第六十九条の三十九第二项、第七十八条の二、第七十八条の十四第一项、第一百五十五条の二十二第一项及び第一百五十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第六章中同法第一百五十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十五条の四十ハを同法第一百五十五条の四十九とし、同法第一百五十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条、第一百八十八条、第一百二十二条の二、第一百二十三条第三项及び第一百二十四条第三项の改正規定、同法第一百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第一百二十七条、第一百二十八条、第一百四十一一条の見出し及び同条第一项、第一百四十八条第二项、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第一百七十六条の改正規定、同法第一百一章の章名の改正規定、同法第一百七十九条から第一百八十二条までの改正規定、同法第一百条の次に一条を加える改正規定、同法第一百一百二十二条第一项、第二百三十三条及び第二百五十五条並びに附則第九条第一项ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)、第七条中船員保険法第七十条第四项の改正規定及び同法第八十五条第二项第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く)、第十三三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十七条の規定、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二项の改正規定並びに附則第五条、第八条第二项及び第四项、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一项、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)「第二条第五项第二号の改正規定(同条第十四项)」を「同条第十二项第一项」に、「同条第十八项」を「同条第十六项」に改める部分に限る)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月七日法律第一七号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(調整規定)

**第二十六条** 施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条(住民基本台帳法別表第一の六十四の項の改正規定に限り)の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十九条のうち住民基本台帳法別表第一の六十四の項の改正規定中「独立行政法人労働者健康安全機構」とする)の規定は、適用しない。

#### 附 則 (平成二七年五月七日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成二七年五月二二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法第一百二十二条第一项、第二百三十三条及び第二百五十五条並びに附則第九条第一项ただし書の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四项の改正規定及び同法第八十五条第二项第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二项の改正規定並びに次条第一项並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

二 第二条、第五十五条(前号に掲げる改正規定を除く)、第七条(前号に掲げる改正規定を除く)、第九条、第十二条(前号に掲げる改正規定を除く)及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

三 第四十七条から第五十二条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

(罰則に関する経過措置)

**第六十八条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第六十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二七年六月三日法律第三二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

(罰則に関する経過措置)

**第十二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十三条** 附則第一条から第八条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な

経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則**

(平成二七年七月一五日法律第五六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)、同法第十条第二項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定

公布の日

(政令への委任)

**第十九条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則**

(平成二七年九月九日法律第六五号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。)並びに附則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十九条の規定

番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 略

五 第三条及び第六条(番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。)並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定

番号利用法附則第一条に掲げる規定の施行の日

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定

公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則

(平成二七年九月一八日法律第七三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

**附 則**

(平成二八年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一から五の三まで 略

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

**附 則**

(平成二八年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

**附 則**

(平成二八年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一から五の三まで 略

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

五の四 第二条(第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。)、第七条中地方財政法第三十

三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第十九条並びに附則第四条第二項、第六条(第六項を除く。)、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条(第二項を除く。)、第三十一条、第三十二条、第三十五条(次号に掲

げる改正規定を除く。)、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第五十一条の二の改正規定に限る。)、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

**附 則**

(平成二八年六月三日法律第六二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第十八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第十九条** 附則第一条から第八条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な

経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則**

(平成二八年六月三日法律第六三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則**

(平成二八年一月二八日法律第八六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**

(平成二八年一月二八日法律第八九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**

(平成二八年一月二八日法律第八九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**

(平成二八年一月二八日法律第八九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**

(平成二八年一月二八日法律第八九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**第二十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任)

**第二十五条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によるところとする経過措置を含む。)は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

**第二十六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**第二十五条** この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則**

(平成二八年二月二日法律第九四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則**

(平成二八年二月二日法律第九四号) 抄

(施行期日)

項及び第五十七条第一項の規定並びに附則第八条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第二及び別表第四の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示された選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

**附 則** （平成二十九年三月三一日法律第九号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則** （平成二九年四月一四日法律第一五号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定並びに附則第十三条から第十七条まで及び第二十五条の規定 公布の日又は平成二十九年四月一日のいずれか遅い日

**附 則** （平成二九年五月二十四日法律第三六号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

**第二条** この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

**第四条** この法律の施行の日が個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第五号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、第一条のうち地方公共団体情報システム機関法第四章中第二十六条の次に一条を加える改正規定中「第四十一条の三第一項」とあるのは、「第三十八条の三第一項」とする。

3 第一項の場合において、第三条のうち住民基本台帳法第三十条の十五第四項の改正規定中「第四十一条の二第一項」とあるのは、「第三十八条の二第一項」とする。

4 前三項の場合において、前条の規定は、適用しない。

**附 則** （平成二九年五月二十四日法律第三七号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

**第二十五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

**第二十六条** 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （平成二九年六月二日法律第四九号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十二条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

**第二十条** 附則第一条から第九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （平成二九年六月二日法律第五〇号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十二条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

**第二十条** 附則第一条から第九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （平成二九年六月二日法律第五〇号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

項及び第五十七条第一項の規定並びに附則第八条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第二及び別表第四の規定は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、当該各号に定める日から施行する。

**第二十四条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

**附 則** （平成二九年六月二日法律第五二号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

**（罰則の適用に関する経過措置）**

**第四十八条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各号に定める日において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成二九年六月一六日法律第六五号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定）**

**第八条** 施行日が通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）次項において「通訳案内士法等改正法」という。の施行の日前である場合には、前条のうち住民基本台帳法別表第三中二十一の二の項を二十一の三の項とし、二十一の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」とあるのは、「別表第三中二十一の三の項を二十一の四の項として」とする。

2 前項の場合において、通訳案内士法等改正法附則第八条のうち、住民基本台帳法別表第三の二十一の二の項の改正規定中「同表の二十一の二の項」とあるのは、「同表の二十一の三の項」と、二十一の一「都道府県知事」とあるのは、「二十一の三「都道府県知事」と、同表の二十一の三の項及び二十六の二の項を削る改正規定中「別表第三の二十一の三の項」とあるのは、「別表第三の二十一の四の項」とする。

**附 則** （平成三十一年六月八日法律第四四号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（支給機関）を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の四の

**（罰則の適用に関する経過措置）**

**第二十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、当該各号に定める日から施行する。

**第二十四条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

**附 則** （平成二九年六月二日法律第五二号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

**（罰則の適用に関する経過措置）**

**第四十八条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各号に定める日において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成二九年六月一六日法律第六五号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定）**

**第八条** 施行日が通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）次項において「通訳案内士法等改正法」という。の施行の日前である場合には、前条のうち住民基本台帳法別表第三中二十一の二の項を二十一の三の項とし、二十一の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」とあるのは、「別表第三中二十一の三の項を二十一の四の項として」とする。

2 前項の場合において、通訳案内士法等改正法附則第八条のうち、住民基本台帳法別表第三の二十一の二の項の改正規定中「同表の二十一の二の項」とあるのは、「同表の二十一の三の項」と、二十一の一「都道府県知事」とあるのは、「二十一の三「都道府県知事」と、同表の二十一の三の項及び二十六の二の項を削る改正規定中「別表第三の二十一の三の項」とあるのは、「別表第三の二十一の四の項」とする。

**附 則** （平成三十一年六月八日法律第四四号）抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一条を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第六号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（支給機関）を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の四の四の四の

十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日  
(政令への委任)

「効果的な総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。)並びに附則第三十条の規定 公布の日

**(政令への委任)**  
**第二十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（平成三十一年六月一五日法律第五二号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。  
たゞまし、附則第四条の規定は、印壳市

場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(平成三〇年六月二二日法律第六二号)  
抄  
附 則

**第一條** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定 公布の日

三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三章を第二章とし、同章の次に一章を加える改正規定（第二十七条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第四条、第十五条から第

第十八条まで及び第三十条の規定  
定める日 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で

(罰則に関する経過措置) 第三十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるることとさる場合におけるこの法律の施行後二年以内に同一の犯行を二回以上犯す者は、よるも四ヶ月以下の懲役に

（政令）の委任する場合におけるこの法律の施行令は文する。監査の通用に置いては大抵前項の例によること。

**第三十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日) 附 則  
(平成三〇年六月二七日法律第六六号)  
抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略  
三 第五十二条の規定並びに附則第十四条（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）別表第一  
下巻第一の蓋）平添に關する法律（昭和三十一年法律第五十二号）の頃の文正見定に根る。

不重複の鋤の印に付する添名（田和二十一号）全治名各正三十一号の印の記入夫實に附。及び第十五条の規定平成三十一年一月一日附則（平成三十一年七月六日法律第七号）抄

**第一条** (施行期日) この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

第十八条中社会保険労務法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一（第十八号の改正規定、附則第十九条中高年者等への適用等に関する法律）（昭和四十六年法律第六十八号）第二

十八条及び第三十八条第三項の改正規定 附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（「平成十年法律第四十六号」）の下に、「労

るための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九条第三項の改正規定(「所得税法」を「若しくは第七十四条の十三の三、所得税法」に改める部分に限る。)

(罰則に関する経過措置) 第百五十三条(この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(政令への委任) 第百六十六条(この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。)

**附 則 (令和元年五月一七日法律第六号) 拝**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略

二 第二条の規定及び附則第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (令和元年五月一七日法律第七号) 拝**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

**第一條** この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただし書、第八条から第十条までの規定、附則第十三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定(別表第一の九十四の項に係る部分に限る。)並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。  
(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

**第九条** この法律の公布の日から施行日の前日までににおいては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第二の一の五の項中「若しくは同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「(支給)」と、「実施」とあるのは「(実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号)による同法附則第二条の認定」とする。  
(住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定)

**第十条** この法律の公布の日が災害救助法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十二号)の施行の日前である場合には、附則第八条中「別表第二の一の五の項」とあるのは、「別表第二の一の三の項及び別表第四の一の五の項」とする。別表第二の一の三の項及び別表第四の一の三の項」とする。

2 前項の場合において、この法律の公布の日から災害救助法の一部を改正する法律の施行の日の前までの間は、前条中「別表第二の一の五の項及び別表第四の一の五の項」とあるのは、「別表第二の一の三の項及び別表第四の一の三の項」とする。  
(政令への委任)

**第十七条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (令和元年五月二二日法律第九号) 拝**

(施行期日) 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並び

に第百十条の二の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第百十三条の二第一項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定 公布の日

二から四まで 略

五 第十五条中介護保険法第百六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十二条中介護保険法第百六十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十五条(この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。)

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十六条(この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。)

**附 則 (令和元年五月二四日法律第一四号) 拝**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第四条並びに附則第五条から第八条まで、第十三条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一百六十条第一項第三号の改正規定及び同法第四百五十四条第一項第二号の改正規定に限る。)、第十五条、第十六条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十条の十五第一項及び第二項の改正規定に限る。)、第十八条及び第二十二条(総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十二条の二第三項の改正規定及び同法第十二条の表第百条第一項の項及び同表第一百条第二項の項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

**附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 拝**

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の五項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。)、同法別表第二の改正規定(第十号に掲げる部分を除く。)、同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法別表第四の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)及び同法別表第五の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分(第五十七条)を「第五十七条第一項」に改める部分を除く。)、同法第十八条の改正規定(第五十七条)を「第五十七条第一項」に改める部分を除く。)、同法第十九条の改正規定(第五十七条)を「第五十七条第三項」に改める部分及び同項第五号に係る部分(第五十七条)を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。)を除く。)、同法第五十六条(見出しを含む。)の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定(電子計算機処理等の受託者等)を「利用者証明検査者等」に改める部分に限る。)及び同条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。)、第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六条までにおいて「番号利用法」という。)別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条、第七条から第九条まで、第六十八条及び第八十条の規定 公布の日

二 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定(「第十五条」を「第十五条の四」に、「第二十一条」を「第二十二条」に、「第二十二条の三」に、「第二十二条の四」に改める部分に限る。)、同法第二条及び第三条の改正規定、同法第十条の次に一条を加える改正規定、同法第十二条第一項

及び第五項、第十二条の二第四項並びに第十二条の四第四項の改正規定、同法第二章中第十五条の次に三条を加える改正規定、同法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十一条の改正規定（「すべて」を「全て」に改める部分に限る。）、同条を同法第二十二条の四とする改正規定、同法第三章に三条を加える改正規定（第二十一条の三第五項の表第十二条第五項の項、第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項に係る部分を除く。）並びに同法第二十四条、第三十条の五十一、第三十六条の二第一項、第三十七条第一項、第四十三条、第四十六条第二号及び第四十八条第一項の改正規定並びに第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六条第二項の改正規定及び同法第七十九条に一項を加える改正規定並びに附則第四条第一項、第二項、第五项から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七条、第五十八条、第六十一条並びに第六十三条（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一条）第三十六条第二項の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日 三から六まで 略

七 第二条中住民基本台帳法別表第一の四十四の三の項の次に次のように加える改正規定 平成三十三年一月一日

八 略

九 第二条中住民基本台帳法第十七条の改正規定（同条に三号を加える部分（第五号及び第六号に係る部分に限る。）に限る。）同法第二十条第二項から第五項までの改正規定及び同法第三章に三条を加える改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）並びに附則第四条第四項及び第八項の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第八条、第九条、第十三条及び第十五条第二項の改正規定、同法第十七条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第十八条及び第十九条第四項の改正規定、同法第二十条の次に三条を加える改正規定、同法第二十二条の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第二十六条から第三十条までの改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第三十条の七に一項を加える改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十二、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十二条の改正規定、同法別表第一の改正規定（第三十条の三十）の下に、「第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（「第三十条の十」の下に、「第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第三の改正規定（第三十条の十一の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第五の改正規定（第三十条の十五）の下に、「第三十条の四十四の四」を加える部分に限る。）並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第二十九条、第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の写しで第十七条に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは「戸籍の附票の写し」と、同条第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号に掲げる事項並びに」とあるのは「に掲げる事項及び」とする。

5 新住民基本台帳法第二十二条の規定は、第二号施行日前に市町村長が消除した戸籍の附票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の戸籍の附票であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

6 市町村長がその戸籍の附票の除票（新住民基本台帳法第二十二条第一項に規定する戸籍の附票の除票をいう。以下この項において同じ。）に係る戸籍の附票を消除し、又は改製した日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新住民基本台帳法第二十二条の三の規定は、適用しないものとする。

7 第二号施行日から第九号施行日の前日までの間ににおける新住民基本台帳法第二十二条第二項の規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条に掲げる事項の記載を省略したもの」とあり、及び同条第三項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたもの」とあるのは「戸籍の附

一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）並びに番号利用法第十八条の二第三項、第十九条第五号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（住民基本台帳法の一部改正に伴う準備行為）

第三条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日（次条において「第九号施行日」という。）前においても、第二条の規定による改正後の住民基本台帳法（次項及び次条において「新住民基本台帳法」という。）第十七条（第五号及び第六号に係る部分に限る。）に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

2 市町村長、都道府県知事及び地方公共団体情報システム機構は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（次条及び附則第五条において「第十号施行日」という。）前においても、新住民基本台帳法第十七条（第三号、第四号及び第七号に係る部分に限る。）及び第四章の三に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 新住民基本台帳法第十五条の二の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）前に市町村長が消除した住民票又は住民票を改製した場合における改製前の住民票であつて、同号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

2 市町村長がその除票（新住民基本台帳法第十五条の二第一項に規定する除票をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を超えている除票については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新住民基本台帳法第十五条の四の規定は、適用しない。

3 市町村長は、第十号施行日ににおいて現に当該市町村（特別区を含む。以下この項及び第九項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を超えていた戸籍の附票であつて、番号利用法の施行の日以後いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことのない者に係るものについては、新住民基本台帳法第十七条の規定にかかわらず、第十号施行日以後住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定によりその者に係る住民票に同法第七条第十三号に規定する住民票コードが記載され、同法第十九条第一項の規定による通知が行われるまでの間は、新住民基本台帳法第十七条第七号に掲げる事項を記載しないものとする。

4 第九号施行日から第十号施行日の前日までの間ににおける新住民基本台帳法第二十二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは「戸籍の附票の写し」と、同条第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号に掲げる事項並びに」とあるのは「に掲げる事項及び」とする。

5 新住民基本台帳法第二十二条の規定は、第二号施行日前に市町村長が消除した戸籍の附票又は戸籍の附票を改製した場合における改製前の戸籍の附票であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

6 市町村長がその戸籍の附票の除票（新住民基本台帳法第二十二条第一項に規定する戸籍の附票の除票をいう。以下この項において同じ。）に係る戸籍の附票を消除し、又は改製した日から起算して五年を超えている戸籍の附票については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新住民基本台帳法第二十二条の三の規定は、適用しない。

7 第二号施行日から第九号施行日の前日までの間ににおける新住民基本台帳法第二十二条第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあり、及び同条第三項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたもの」とあるのは「戸籍の附

票の除票の写し」と、同条第四項中「として、同項に規定する」とあるのは「として、」と、同条第五項中「第七項まで」とあるのは「第四項まで、第六項及び第七項」と、「から第五項まで」とあるのは「第三項及び第五項」と、「第九項まで」とあるのは「第六項まで及び第九項」と、「から第五項まで」とあるのは「第十二条の三第八項及び第九項」とあるのは「第十二条の三第九項」とする。

8 第九号施行日から第十号施行日の前日までの間ににおける新住民基本台帳法第二十二条の三第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「戸籍の附票の除票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したもの」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と、同条第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号に掲げる事項並びに」とあるのは「に掲げる事項及び」とする。

9 市町村長は、第十号施行日において現に当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者であつて、番号利用法の施行の日以後いざれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがないものについては、新住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定にかかるわらず、その者について、番号利用法の施行の日以後いざれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがないものについて、番号利用法の施行の日以後いざれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがないものについては、新住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定による通知とみなす。

10 前項の規定による通知は、新住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定による通知とみなす。

11 第一号施行日から施行日の前日までの間ににおける住民基本台帳法第三十二条の規定の適用については、同条中「作成」とあるのは、「作成並びに除票及び戸籍の附票の除票の保存」とする。

12 第二号施行日から第十号施行日の前日までの間ににおける新住民基本台帳法第四十三条第二号（「から子までに係る部分に限る。」）の規定の適用については、同号ハ及びニ中「本人確認情報又は第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報」とあり、並びに同号ヘ中「本人確認情報又は第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報」とあるのは「本人確認情報又は第三十条の四十二第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報等」とあるのは「電子計算機処理等」と、又は受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等」とあるのは「電子計算機処理等」と、受領者又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する附票情報受領者」とあるのは「受領者」と、同号チ中「又は第三十条の四十四の十二において準用する第三十条の二十八第一項に規定する受領した附票本人確認情報等の電子計算機処理等」とあるのは「電子計算機処理等」とする。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。附則第九条第一項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第八条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第九条

1 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。第四号において「情報通信技術利用法改正法」という。）の公布の日のいづれか遅い日

（施行期日）

附 則（令和元年五月三一日法律第十七号）抄

二 及び三 略

四 附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の項の改正規定を除く。）、第六条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の二第一項の改正規定を除く。）及び第十四条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の改正規定を除く。）の規定（前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用法改正法附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日のいづれか遅い日）

附 則（令和元年六月七日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。（施行期日）

附 則（令和二年三月三一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。（施行期日）

附 則（令和二年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。（施行期日）

附 則（令和二年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行期日）

第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則（令和二年五月二九日法律第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第

二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第一項第三号の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第十九条の規定 公布の日

二から六まで 略

七 第二十条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二条の規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。）、同法附則第三十八条第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定（同表改正後厚生年金保険法百条の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項の改正規定を除く。）、同法附則第四十条第二項及び第四十一条第二号の改正規定、同法附則第四十九条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五十五条、第五十二条、第五十七条から第五十九条まで、第七十一条第二項及び第九十三条の改正規定、第二十六条中独立行政法人農業者年金基金法第十一條、第十三条及び第四十五条第一項の改正規定、同法附則第二条第一項の改正規定（「当分の間」の下に「第二十八条第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第三条第一項の改正規定（「当分の間」の下に「第三十一条第一項の規定にかかわらず」を加える部分及び「第三十一条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く。）並びに同条第二項の改正規定、附則第二十条第一條中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

（政令への委任）  
第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（政令への委任）  
第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
第二十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）  
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中不動産登記法の目次の改正規定、同法第十六条第二項の改正規定、同法第四章第三節第二款中第七十四条の前に「一条を加える改正規定、同法第七十六条の次に五条を加える改正規定(第七十六条の二及び第七十六条の三に係る部分に限る)」、同法第一百九十九条の改正規定及び同法第一百六十四条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く)並びに附則第五条第四項から第六項まで、第六条、第二十二条及び第二十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十三条 第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の三十一の項の規定の適用については、同項中「登記、同法第七十六条の四の符号の表示」とあるのは、「登記」とする。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。  
附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う秘密保持義務に関する経過措置)  
第五十五条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の住民基本台帳法（以下この条及び次条において「旧住民基本台帳法」という）第三十条の九の二の規定により提供を受けた住民基本台帳法第七十三条第十三号に規定する住民票コード（以下この条及び次条において「住民票コード」という）の同法第三十条の二十四第一項に規定する電子計算機処理等（以下この条及び次条において「電子計算機処理等」という）に関する事務に従事していた総務省の職員又は職員であつた者に係る旧住民基本台帳法第三十条の三十第二項の規定によるその事務に関して知り得た住民票コードに関する秘密又は住民票コードの電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。  
（住民基本台帳法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前に旧住民基本台帳法第三十条の九の二の規定により提供を受けた住民票コードの電子計算機処理等に関する事務に従事していた総務省の職員又は職員であつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（处分等に関する経過措置）  
第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という）の規定により従前の国の機関がした認定等の处分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の处分その他の行為とみなす。  
2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請（届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす）

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続を行なわなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされているものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）  
第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十一条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）  
第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（政令への委任）  
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く）に限る）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日から二及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第百二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分を除く）に限る）、第十九条から第二十二条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く）、第三十条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第二十一条）第三十五条の改正規定（「条例を含む。」を削る部分に限る）を除く）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五 及び 六 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十七条の二を同法第七十七条の三とし、同法第七十七条の次に一条を加える改正規定を除く）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第百二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る）に限る）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「条例を含む。」を削る部分に限る）に限る）、第五十七条、第六十六条及び第七十

条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定め  
る日

八及び九 略

十 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布  
の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において  
同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合に  
おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する  
経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏  
名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようするため、個人の  
氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを作成することを含め、この法律の公布後  
一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を  
講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め  
る日から施行する。

一 略

二 第二章(第八条を除く。)並びに附則第七条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一  
号)別表第一の十三の項の次に次のように加える改正規定を除く。)、第九条及び第十五条の規  
定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第八条、第十二条及び第二十条並びに附則第五条第一項及び第七条(住民基本台帳法別表第  
一の十三の項の次に次のように加える改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して三年  
を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和三年五月一九日法律第三九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施  
行する。

附 則 (令和三年五月二一日法律第四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施  
行する。

附 則 (令和三年五月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施  
行する。

附 則 (令和三年五月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施  
行する。

附 則 (令和三年五月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施  
行する。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第二条及び第三条並びに附則第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十二条の規  
定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

一から三まで 略

附 則 (令和三年六月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第七四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施  
行する。

附 則 (令和三年六月一八日法律第八二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施  
行する。

<p><b>附 則</b> (令和四年六月一五日法律第六五号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和五年四月一日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年六月一七日法律第七〇号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、この法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により從前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年六月一〇日法律第六五号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年四月一七日法律第六六号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年五月二七日法律第三三号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年五月一〇日法律第四四号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年五月一〇日法律第六六号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年五月一〇日法律第六七号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年五月一〇日法律第六九号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年五月一〇日法律第六九号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (令和四年五月一〇日法律第六九号) 抄 (施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略  
二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

(施行期日) 附則（令和四年一二月九日法律第九六号）抄

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条中地域保健法第六条の改正規定、第五条の規定、第八条中医療法第六条の五、第七条、第七条の二、第二十七条の二及び第三十条の四十項の改正規定、第九条及び第十二条の規定並びに第十七条中高齢者の医療の確保に関する法律第二十一条第一項第一号イの改正規定並びに次条第一項から第三項まで、附則第三条、第四条、第八条から第十二条まで、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定、附則第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、附則第二十四条の規定、附則第三十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の四の項、別表第三の五の五の項、別表第五第六号の三の改正規定並びに附則第三十六条から第三十八条まで及び第四十二条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第六条及び第七条の規定並びに第十三条中新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第五項から第七項までの改正規定並びに附則第十五条の規定、附則第二十一条中地方自治法別表第一予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の項の改正規定並びに附則第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日（政令への委任）

**第四十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年一二月一六日法律第一〇四号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定 公布の日（政令への委任）

**第四十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年五月八日法律第一九号）抄  
(施行期日) 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第一項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 略

三 第三条中住民基本台帳法第七条の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第二十条第五項の改正規定、同法第二十一条の三第五項の改正規定、同法第三十条の四十一第一項の改正規定、同法第三十条の四十五の改正規定、同法第三十条の五十の改正規定及び同法第三十条の五十一の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条、第六条から第十四条まで及び第二十八条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任) 第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日) 附 則（令和五年六月一六日法律第五八号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第四条の規定並びに附則第七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日（政令への委任）

(施行期日) 附 則（令和五年一二月二九日法律第七九号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一项及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の三第二項、第六十五条の二第一項、第八十一条第二項、第八十二条第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十二条の六十六第一項、第九十二条の三第三項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第二項、第一百七条第一項及び第一百七十七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第二項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十二条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十九条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第五十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十二条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十二条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一、第四十八条の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条

から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十二条の二第一項、第二十二条の三及び第二十四条第二項の改正規定 同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の人を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項 第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第一百六十六条第四項及び第五项、第一百七十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百七十八条第十項及び第十一項、第一百八十五条の七第四項から第七項まで、第十四項、第十五項及び第三十一項、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年四月一四日法律第二〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

(施行期日) 附 則 (令和六年四月一四日法律第二〇号) 抄

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法目次の改正規定(「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。)並びに同法第八章の章名、第五十五条の五、第五十五条の六、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号、第七十一条第五号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三、第七十八条第三項、第八十一条の二第一項、第八十五条第二項及び別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定(住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(附則第八条において「第一号施行日」という。)が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)の施行の日以後である場合には、前条中「別表第二の五の十二の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十二の項及び別表第五第九号の四」とあるのは、「別表第一の五の十三の項、別表第三の七の九の項、別表第四の四の十三の項及び別表第五第九号の五」とする。(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 附 則 (令和六年五月一七日法律第二六号) 抄

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法附則第十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「から第五号まで」を「及び第五号」に改める部分に限る。)、同法附則第十四条及び第十四条の二を削る改

正規定、同法附則第十四条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「第六十六条第六項」を「第六十六条第五项」に改める部分を除く。)、同条を同法附則第十四条とする改正規定、同法附則第十四条の四を削る改正規定並びに同法附則第十五条の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の改正規定(「育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。」)を削る部分に限る。)、同法附則第十条の二及び第十二条の改正規定並びに同法附則第十二条の二を削る改正規定並びに第五条並びに附則第六条、第二十四条第一項、第二十五条第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十四条の規定 公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日

二 及び三 略

四 第二条中雇用保険法第六条第一号、第十四条第一項及び第三項、第十六条第一項、第十七条第四項第一号、第十八条第四項並びに第十九条の改正規定、同法第三十一条第二項を削る改正規定並びに同法第三十七条第九項、第三十七条の四第六項、第三十七条の五第一項第二号及び第三号、第三十八条第一項第二号、第四十条第四項、第五十一条第三項、第七十四条第二項、第七十九条の二並びに附則第十二条の二第三項及び第五项の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条第二項から第四項まで、第五条第二項、第七条から第十六条まで、第十七条第二項及び第十八条から第二十三条までの規定 令和十年十月一日

(政令への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 附 則 (令和六年五月二二日法律第三二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法第二条第八項第十号イ及び第三十条第一項の改正規定、同法第三十三条第一項を加える改正規定、同法第二百一条第一号の改正規定並びに同法第二百五条の二の三第一号の改正規定(「第三十二条第一項若しくは第三項」を「第三十二条第一項、第三项若しくは第七项」に改める部分に限る。)並びに附則第十七条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に含む。)は、政令で定める。

(施行期日) 附 則 (令和六年五月二四日法律第三三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条から第十八条まで及び第十九条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 附 則 (令和六年六月一二日法律第四七号) 抄

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定(施行日から起算して五年まで)

を経過する日」を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに附則第四十六条の規定(この法律の公布の日)

二及び三 略

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イ からりまで 略

ヌ 附則第二十七条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の六十九の項

の改正規定並びに同法別表第二の一の七の項及び別表第四の一の七の項の改正規定(「によ

る」を「による同法第十条の二の妊婦のための支援給付」に改める部分に限る。)

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

イ からりまで 略

ヌ 附則第二十七条中住民基本台帳法別表第二の一の七の項及び別表第四の一の七の項の改正

規定(「による」を「による同法第十条の二の妊婦のための支援給付」に改める部分を除く。)

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月一九日法律第五三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条(母子保健法第十七条の二第一項及び第十九条の二の改正規定に限る。)、第六条及び

第九条の規定並びに附則第六条、第七条、第十条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十

一号)別表第一の五の十二の項の改正規定(「交付」の下に「同法第十七条の二第一項の産

後ケア事業の実施」を加える部分に限る。)及び同法別表第四の四の十二の項の改正規定に限

る。)及び第十四条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 略

四 第一条(第二号に掲げる改正規定を除く。)の規定及び附則第十条(同号に掲げる改正規定

を除く。)の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

別表第一(第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四

十四、第三十条の四十四条の十一、第三十条の四十四条の十三関係)

提供を受ける国 の機関又は法人 事務

一 被災者生活 再建支援法(平成十年法律第六十六号)第六条第一項に規定する機関又は法人

被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給

に関する事務であつて総務省令で定めるもの

の許可若しくは同法第五十二条の三十九第一項の届出、同法第五十二条の六十

条の六十一の二の登録若しくは同法第五十二条の六十一の六第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの

の三の登録若しくは同法第五十二条の六十の七第二項の届出又は同法第五十二条の六十一の二の登録若しくは同法第五十二条の六十一の六第一項の届出に關する事務であつて総務省令で定めるもの

又は財務省

又は金融庁

又は財務省

又は金融庁

又は財務省

又は金融庁

又は財務省

又は農林水産省

九 金融 機 構	九 金 融 廳 又 は 財 務 省	第一項の届出、同法第六十七条第一項の登録又は同法第七十一条第一項の届出に 関する事務であつて総務省令で定めるもの
十 削 除	十一 金 融 廳 又 は 財 務 省	貸金業法（昭和五八年法律第三十二号）による同法第三条第一項の登録、同 法第五十条の一第一項の登録、同法第五十二条第一項の登録、同法第五十三条 第一項の免許、同法第五十四条第一項の登録、同法第五十六条第一項若しくは 第二項の届出、同法第六十七条第一項の登録又は同法第七十一条第一項の届出 に 含む。）及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の認可、同 法第五十条の二第一項の登録、同法第八条第一項の登録、同法第二十四条の七第一項の試験 の実施、同法第二十四条の八第二項の申請、同法第二十四条の十第一項の認 可、同法第二十四条の二十五第一項の登録、同法第二十四条の二十八の申請、同 法第二十四条の三十一第一項の更新、同法第二十四条の三十六第一項の登 録、同法第二十四条の三十九第一項の更新、同法第一一十四条の四十ーの届出、 同法第二十六条第二項の認可、同法第三十三条第二項の届出又は同法第四十一 条の十四第一項の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十二 金 融 廳 又 は 財 務 省	十二 の 二 金 融 廳 又 は 財 務 省	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）による同法第三条第一 項、第九条第一項若しくは第十一条第一項の届出又は特定目的会社による特定 資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七 号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律 による同法第九条第一項の届出若しくは同法第十一条第一項の変更登録に関す る事務であつて総務省令で定めるもの
十三 預 金 保 險 機 構	十三 的 預 金 保 險 機 構	資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）による同法第七条の登 録、同法第十一条第一項の届出、同法第三十七条の登録、同法第四十一条第四 項の届出、同法第六十二条の三の登録、同法第六十二条の七第四項の届出、同 法第六十三条の二の登録、同法第六十三条の六第二項の届出、同法第六十三条 の二十三の許可、同法第六十三条の三十三第二項の届出、同法第六十四条第一 項の免許、同法第七十七条の届出又は同法第八十七条の認定に関する事務であ つて総務省令で定めるもの
十四 農 水 產 業	十四 農 水 產 業	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百 一号）による同法第十二条の登録、同法第十六条第三項の届出、同法第四十条 の認定、同法第七十五条第一項の登録又は同法第七十七条において準用する金 融商品取引法第六十四条の四の届出に関する事務であつて総務省令で定める もの
十五 保 險 機 構	十五 的 保 險 機 構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による同法第五十五条の二第一項 の預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する 法律（令和三年法律第三十九号）による同法第三条第四項、第五条第三項、第七 条第三項若しくは第八条第三項の通知又は同法第九条第一項の規定による情報 の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 協 同 組 合 貯 金 保 險 機 構	十六 農 水 產 業	預貯金者的意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法 律（令和三年法律第三十九号）による同法第三条第四項、第五条第三項、第七 条第三項若しくは第八条第三項の通知又は同法第九条第一項の規定による情報 の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七 的 保 險 機 構	十七 農 水 產 業	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四八年法律第五十三号）による同法第五 十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省 令で定めるもの

十五 金融庁又 は財務省	十五の二 デジ タル庁	十五の三 公的 給付の支給等の 実施のための預 貯金口座の登録 等に関する法律	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 総務省	十七 総務省	恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する事務による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する国機関又は法人
十八 総務省	十九 地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会	執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第一百十一号）附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための預貯金口座の登録等に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）附則第十六号	二十一 地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による同法第六条第一項の行政書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する事務による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する国機関又は法人
二十二 地方公務員共済組合連合会	二十三 地方公務員災害補償基金	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四 総務省	二十五 総務省	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条の登録、同法第十三条第五項の届出、同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第一百七十七条第一項の認定又は同法第一百二十二条第五項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十六 総務省	二十七 消防法	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）による同法第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の二十一第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの	日本電信電話株式会社等に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十八 消防法	二十九 消防法	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十 消防團員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七百号）第二条第	三十 消防團員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七百号）第二条第	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの



八 条 第 一 項 に 規 定 す る 指 定 基 金	四 十 四 の 二 税 厅	四 十 四 の 三 社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 關 す る 法 律 (平成十三年法律第七十五号)	四 十 四 の 三 社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 關 す る 法 律 (平成十三年法律第七十五号)	四 十 四 的 四 税 審 議 会	四 十 四 的 四 税 理 士 連 合 會	四 十 四 的 六 税 厅	四 十 四 的 七 国	四 十 五 税 厅	四 十 六 財 務 省
部 科 學 者 四十七 の 三 文	税 序	財 務 省	四十七 財 務 省	四十七 財 務 省	合 會	税 理 士 法 (昭和二十六年法律第二百三十七号)による同法第十二条第一項の税理士試験の執行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	税 理 士 法 (昭和二十八年法律第六号)による同法第七条第一項、第八条又は第九条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	酒 税 法 (昭和二十九年法律第六十一号)による同法第二十四条第二項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)による同法第十二条第一項若しくは第二十条の登録、同法第十四条第三項若しくは第十五条(これらの規定を同法第二十一条において準用する場合を含む。)の届出、同法第二十二条第一項の許可又は同法第二十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
特 別 支 援 学 校 へ の 就 学 獎 励 に 關 す る 事 務 であ つ て 總 務 省 令 で 定 め る も の の 鹽 事 業 法 (平成八年法律第三十九号)による同法第五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の登録、同法第八条第三項若しくは第九条第一項(これらの規定を同法第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。)の届出又は同法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	同 法 附 則 第 四 十 四 条 第 一 項 に 規 定 す る 存 続 組 合 又 は 同 法 附 則 第 四 十 八 条 第 一 項 に 規 定 す る 指 定 基 金	國 稅 通 則 法 (昭和三十七年法律第六十六号)その他の国税(同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この欄において同じ。)に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税(同条第四号に規定する附帯税をいう。)の減免、調査(犯則事件の調査を含む。)、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの							

機関 する 指定登録	六十五号) 第五 六十一年法律第 六十五号) 第五 条第一項に規定 する法律 (昭和 登録の特例に關 する法律 (昭和 の著作物に係る 五十四 文化庁 五十三 文化庁 五十二 刪除 定登録機関	四十七の五 独 立行政法人日本 学生支援機構 四十七の六 文 部科学省 四十八 日本私 立学校振興・共 済事業団 四十九 文部科 学省 五十 文部科学 省又は技術士法 (昭和五十八年 法律第二十五 号) 第二十五条 第一項に規定する 指定期試験機 関 五十一 文部科 学省又は技術士 法第四十条第一 項に規定する指 定期試験機 関	四十七の四 独 立行政法人日本 立行政法人日本 学生支援機構 四十七の六 文 部科学省 四十八 日本私 立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号) 第二十一条第一項の 短期給付、同条第二項の退職等年金給付若しくは同法第二十五条において準用 する国家公務員共済組合法附則第十三条の二第二項の一時金の支給若しくは私 立学校教職員共済法第二十六条第一項若しくは第二項の福祉事業の実施又は被 用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 附則第七十八条第三項若しくは第七十九条の年金である給付の支給に関する事 務であつて総務省令で定めるもの 博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号) より同法第五条第一項第三号 の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの 技術士法による技術士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法 (平成十五年法律第九十四号) による同法第 十三条第一項第一号の学資の貸与及び支給に関する事務であつて総務省令で定 めるもの 私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号) 第二十一条第一項の 短期給付、同条第二項の退職等年金給付若しくは同法第二十五条において準用 する国家公務員共済組合法附則第十三条の二第二項の一時金の支給若しくは私 立学校教職員共済法第二十六条第一項若しくは第二項の福祉事業の実施又は被 用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 附則第七十八条第三項若しくは第七十九条の年金である給付の支給に関する事 務であつて総務省令で定めるもの 博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号) より同法第五条第一項第三号 の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの 技术士法による技术士试验の实施に関する事務であつて総务省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法 (平成十四年法律第一百六十二号) に よる同法第十五条第一項第七号又は同法附則第八条第一項の災害共済給付の支 給に関する事務であつて総務省令で定めるもの						

五十五 文化庁	著作権法による同法第八十八条第一項又は同法第二百四条において準用する同法第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	号) 第九条の二 第一項に規定する指定登録機関
五十六 文化庁	著作権等管理事業法(平成十二年法律第二百三十一号)による同法第三条の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の十二 厚生労働省又は 歯科技工士法第 十五条の三第一 項に規定する指 定試験機関
五十七 文化庁	美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第九十九号)による同法第三条第一項の登録又は同法第五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の十三 厚生労働省
五十七の二 厚生労働省	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による同法第五条の二第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の十四 厚生労働省
五十七の三 厚生労働省	医師法(昭和二十三年法律第二百一号)による同法第二条の医師の免許、同法第九条の医師国家試験の実施又は同法第十六条の六第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の十五 厚生労働省
五十七の四 厚生労働省	歯科医師法(昭和二十三年法律第一百二号)による同法第二条の歯科医師の免許、同法第九条の歯科医師国家試験の実施又は同法第十六条の四第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の十六 厚生労働省
五十七の五 厚生労働省	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の十七 厚生労働省
五十七の六 厚生労働省	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)による同法第七条第一項の保健師の免許、同条第二項の助産師の免許、同条第三項の看護師の免許又は同法第十七条の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の十八 厚生労働省
五十七の七 厚生労働省	看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)による同法第九条第一項の都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の十九 厚生労働省
五十七の八 厚生労働省又は歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第八条の二第一項に規定する指定登録機関	歯科衛生士法による同法第三条の歯科衛生士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の二十 厚生労働省又は 救急救命士法 義肢装具士法第 十七条第一項に規 定する指定試 験機関
五十七の九 厚生労働省又は歯科衛生士法第十一条の四第一項に規定する指定登録機関	診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)による同法第三条の診療放射線技師の免許又は同法第十七条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の二十一 厚生労働省又は 救急救命士法 義肢装具士法第 十七条第一項に規 定する指定試 験機関
五十七の十 厚生労働省	歯科技工士法による同法第三条の歯科技工士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十七の二十二 厚生労働省又は 救急救命士法 (平成三年法律 第三十六号)第 十二条第一項に
五十七の十一 厚生労働省又は歯科技工士法(昭和三十年法律第二百六十八号)	歯科技工士法による同法第三条の歯科技工士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	



		号) 第四条第二項に規定する指定期験機関		十五年法律第二百七号) 第七条の二第一項に規定する指定試験機関	
五十七の三十 厚生労働省	五十七の三十 厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)による同法第七条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)による同法第七条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
五十七の三十 厚生労働省	五十七の三十 厚生労働省	理容師法による同法第一条の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	理容師法による同法第三条第一項の理容師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
五十七の三十 厚生労働省	五十七の三十 厚生労働省	理容師法による同法第三条第一項の理容師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	理容師法による同法第三条第一項の理容師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
五十七の四十 厚生労働省又は 美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)第 五条の三第一項に規定する指定登録機関	五十七の四十 厚生労働省又は 美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)第 五条の三第一項に規定する指定登録機関	美容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	美容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
五十七の四十 厚生労働省又は 美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)第 五条の三第一項に規定する指定登録機関	五十七の四十 厚生労働省又は 美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)第 五条の三第一項に規定する指定登録機関	美容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	美容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
五十九 厚生労働省	五十九 厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)による同法第十九条の二第一項の承認、同法第十九条の三の届出、同法第二十三条の二の十七第一項の承認、同法第二十三条の二十八の届出、同法第二十三条の三十七第一項の承認又は同法第二十三条の三十八の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)による同法第十九条の二第一項の承認、同法第十九条の三の届出、同法第二十三条の二の十七第一項の承認、同法第二十三条の二十八の届出、同法第二十三条の三十七第一項の承認又は同法第二十三条の三十八の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
六十一 厚生労働省又は労働安全衛生法第八十三条の二に規定する指定コンサルタント試験機関	六十一 厚生労働省又は労働安全衛生法第八十三条の二に規定する指定コンサルタント試験機関	労働安全衛生法による同法第八十二条第一項の労働安全コンサルタント試験又は同法第八十三条第一項の労働衛生コンサルタント試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	労働安全衛生法による同法第八十二条第一項の労働安全コンサルタント試験又は同法第八十三条第一項の労働衛生コンサルタント試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
六十二 厚生労働省又は作業環境測定法(昭和五十年法律第百八号)第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関	六十二 厚生労働省又は作業環境測定法(昭和五十年法律第百八号)第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関	労働安全衛生法による同法第八十四条第一項の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	労働安全衛生法による同法第八十四条第一項の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
五十九 厚生労働省	五十九 厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)による同法第十九条の二第一項の承認、同法第十九条の三の届出、同法第二十三条の二の十七第一項の承認、同法第二十三条の二十八の届出、同法第二十三条の三十七第一項の承認又は同法第二十三条の三十八の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)による同法第十九条の二第一項の承認、同法第十九条の三の届出、同法第二十三条の二の十七第一項の承認、同法第二十三条の二十八の届出、同法第二十三条の三十七第一項の承認又は同法第二十三条の三十八の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構	五十九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

に規定する指定 登録機関	六十二の二 厚生労働省又は作業環境測定法第二十条第二項に規定する指定試験機関	六十三 厚生労働省	六十三の二 独立行政法人勤労者退職金共済機構	六十四 厚生労働省又は独立行政法人労働者健康安全機構	六十五 厚生労働省	六十五の二 厚生労働省	六十六 厚生労働省	六十七 厚生労働省	六十七の二 厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
作業環境測定法による同法第十四条第一項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）による同法第十条第一項、第三十条第二項若しくは第四十三条第一項の退職金、同法第十六条第一項若しくは第三十条第三項の解約手当金又は同法第三十一条第二項の差額の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第七条の未払賃金の立替払に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第七条による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する事務（令和三年法律第七十四号）による同法第三条第一項の給付金又は同法第九条第一項の追加給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	紹介若しくは同三条第五号の職業指導、同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可、同法第三十二条の六第三項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の更新又は同法第三十二条の七第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第一項に規定する登録試験機関	第一項に規定する登録試験機関	第一項に規定する登録試験機関	第一項に規定する登録試験機関

六十八 厚生労働省	六十九 厚生労働省	七十 厚生労働省又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	七十一 厚生労働省	七十二 厚生労働省	七十三 厚生労働省	七十四 厚生労働省	七十五 厚生労働省	七十六 厚生労働省	七十七 厚生労働省
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による同法第十八条の職業転換給付金の支給又は同法第二十四条第三項若しくは第二十五条第一項の再就職援助計画に関する事務であつて総務省令で定めるもの	雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による同法第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条若しくは第六十四条の能力開発事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）による同法第九条第二項の港湾労働者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	職業能力開発促進法による同法第四十四条第一項の技能検定の実施又は同法第四十九条の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	職業能力開発促進法による同法第三十条の四第一項のキャリアコンサルタントの登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	職業能力開発促進法による同法第三十条の十九第一項のキャリアコンサルタントの登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による同法第四条第一項の認定又は同法第十一条の就職支援計画の作成若しくは同法第十二条の就職支援措置の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童手当法第一号の下欄に規定する者





規定する存続連合会	の規定による同法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する同法
七十七の五 民年金基金連合会	第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法第九十三条の情報の収集、整理若しくは分析若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第八項の規定による同法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する同法附則第一百二条の規定による改正後の確定拠出年金法第四十八条の二の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の六 民年金基金連合会	国民年金法による同法第百三十七条の十五第一項の規定による年金である給付若しくは同条第二項第一号に掲げる業務として行う同法第百二十八条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の七 厚生労働省及び日本年金機構	確定拠出年金法による同法第六十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第六十七条第一項の個人型年金加入者等に関する原簿若しくは同条第二項の個人型年金加入者等に関する帳簿の記録及び保存又は同法第七十三条において準用する同法第二章第五節の年金である給付若しくは同法附則第三条第一項の脱退一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の八 石炭鉱業年金基金	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十号）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の九 厚生労働省及び日本年金機構、地方公務員共済組合連合会	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）による同法第五十九条第一項の文書の受理及び送付又は同法第六十条第一項若しくは第二項の保有情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十 厚生労働省及び日本年金機構	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による同法第六十条第一項の永住帰国情費、同法第七条の自立支度金、同法第十三条第三項の一時金若しくは同法第十八条第一項の一時帰国情費の支給又は同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十一 厚生労働省及び日本年金機構	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百二十七号）による同法第五条の援護に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十二 厚生労働省及び日本年金機構	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の七 厚生労働省	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の八 厚生労働省	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の九 厚生労働省	戦没者等の遺族に対する特別給付金支給法（昭和四十年法律第百号）による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の十 厚生労働省	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の十一 厚生労働省	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）による同法第一条の保険給付又は同法第二条の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の十二 厚生労働省	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）による同法第一条第八項の特例納付保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の十三 厚生労働省及び日本年金機構	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による同法第二条の保険給付違

七十七の十三 厚生労働省及び日本年金機構	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）による同法第二条第一項の老齢年金生活者支援給付金、同法第十一条第一項の補足的年金生活者支援給付金、同法第十五条第一項の障害年金生活者支援給付金又は同法第二十条第一項の遺族年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十四 厚生労働省及び日本年金機構	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による同法第十条第一項の社会保険労務士試験又は同法第十三条の三第一項の紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十五 厚生労働省及び日本年金機構	社会保険労務士法による同法第十四条の二第一項の社会保険労務士の登録又は同法第十四条の十一の三第一項の付記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の十六 厚生労働省及び日本年金機構	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による同法第六十条第一項の永住帰国情費、同法第七条の自立支度金、同法第十三条第三項の一時金若しくは同法第十八条第一項の一時帰国情費の支給又は同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の一 厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による同法第五条の援護に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の二 厚生労働省	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の三 厚生労働省	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の四 厚生労働省	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による同法第九条の援護に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の五 厚生労働省	戦没者等の遺族に対する特別給付金支給法（昭和四十年法律第百号）による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の六 厚生労働省	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十九号）による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八の七 厚生労働省	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八十九 農林水產 省又は經濟產 業省	八十 農林水產	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）による同法第四条第一項若しくは第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十五 國立研 究開發法人產業 技術綜合研究所	八十四 經濟產 業省	商品先物取引法（昭和二十五年法律第一百三十九号）による同法第九条の許可、同法第十九条第一項の届出、同法第七十八条の許可、同法第八十五条第一項の届出、同法第九十六条の十九第一項の認可、同条第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、第一百三十二条第一項若しくは第一百四十五条第一項の認可、同法第一百六十七条の許可、同法第一百七十七条の届出、同法第一百九十条第一項の許可、同法第一百九十五条第一項の届出、同法第二百条第一項の登録、同条第七項の更新、同法第二百二十五条第一項若しくは第二百二十八条第一項の認可、同法第二百四十条の二第二項の登録、同法第二百四十五条第一項若しくは第二百七十九条第一項の認可、同法第二百八十三条第三項の届出、同法第三百三十二条第一項の一項の許可、同法第三百三十五条第二項（同法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第三百四十二条第一項の許可に關する事務であつて総務省令で定めるもの
八十二 農林漁 業團體職員共濟 組合	八十一 農林水 產省又は經濟產 業省	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十一 行政法人農業 者年金基金	八十一 農林漁 業團體職員共濟 組合	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付若しくは同法附則第六条第一項第一号の給付の支給又は同法第四十四条の保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十三 農林水 產省	八十三 農林水 產省	厚生年金保険制度及び農林漁業團體職員共濟組合制度の統合を図るための農林漁業團體職員共濟組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は同法附則第五十七条第一項の特例業務負担金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
計量法（平成四年法律第五十一号）による同法第四十条第一項若しくは第四十六条第一項の届出、同法第四十二条第一項（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第六十二条第一項（同法第一百三十三条において準用する場合を含む。）の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による同法第二十五条第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	同法第二十五条第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの

又は日本電気計器検定所	八十六 経済産業省	八十七 経済産業省又は環境省	八十八 経済産業省	八十九 経済産業省	九十分 経済産業省	九十一 経済産業省	九十二 火薬類取締法第三十一条第一項に規定する指定試験機関	九十三 高圧ガス保安協会	九十四 絏済産業省	九十五 絏済産業省
アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）による同法第三条第一項、第十六条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項の許可又は同法第八条第二項（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	情報処理の促進に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第五十三条第一項若しくは第五十九条第一項の許可、同法第五十二条第一項の更新、同法第五十三条第三項の届出、同法第六十三条第一項の許可、同法第六十五条第一項の更新又は同法第六十六条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）による同法第二十二条第一項、第四十条第三項、第四十一条第一項若しくは第五十一条の二第一項の許可、同法第五十五条の三第一項の届出、同法第五十九条第一項の登録、同法第七十七条第一項の認可又は同法第八十四条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）による同法第十六条の登録又は同法第二十条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	深海下鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）による同法第四条第一項の許可、同法第十条第二項若しくは第三項若しくは第十五条の届出、同法第十八条第一項の認可又は同法第四十条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）による同法第三十一条第三項の試験（経済産業大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十九条の二十八第一項第四号の四に規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第二百四十九号）第三十八条の四の二第一項の免状交付事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	電気工事士法（昭和三十五年法律第二百三十九号）による同法第四条の二第一項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	又は日本電気計器検定所

九十六 経済産業省又は環境省	特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）による同法第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十六の二 土交通省	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第四十二条第一項第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項若しくは第五項の命令の請求又は地域福利増進事業等（同法第四十三条第一項に規定する地域福利増進事業等をいう。以下同じ。）の実施の準備に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十七 国土交通省	建設業法（昭和二十四年法律第百号）による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十八 国土交通省又は建設業	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十九 機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一 國土交通省	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の二 國土交通省及び環境省	浄化槽法（昭和五八年法律第四十三号）による浄化槽設備士免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の三 國土交通省	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二 國土交通省	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による同法第二十五条の五第一項の給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二の二 國土交通省及び環境省	水道法による同法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の実施第一項に規定する指定試験機関
百三 國土交	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第三十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百三 國土交	マンションの管理の適正化の推進に関する法律による同法第四十四条第一項若しくは第三項又は第五十九条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百三の二 交通省	住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）による同法第二十二条第一項の登録又は同法第二十六条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百四 観光庁	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）による同法第三条第一項の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百五 観光庁又は旅行業法第四規定する旅行業	住宅宿泊事業法（平成二十七年法律第二百三十九号）による旅行業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百五の二 観光庁	旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百七 國土交	旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百七の二 地方住宅供給公社	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）による同法第八条の不動産鑑定士試験の実施、同法第十五条若しくは第十八条の登録、同法第十九条の届出又は同法第二十二条第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百八 國土交	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）による同法第十五条の公営住宅の管理（同法第四十七条第一項の規定に基づき公営住宅を管理する事業主体の同意を得て、その事業主体に代わって行う当該公営住宅の管理に限る。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百九 國土交	公営住宅法による同法第二十二条の三第三項の建築設備等検査員資格者証の交付、同法第七十七条の五十八第一項若しくは第七十七条の六十（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の登録、同法第七十七条の六十一（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第七十七条の六十六第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十 建築士法	建築士法による同法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十一条の四第一項に規定する中央指定登録機関	建築士法による同法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百十一 建築士法	建築士法による同法第十条の二十第一項に規定する一級建築士等登録事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの	登録機関
百十二 建築士法	建築士法による同法第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務に関する都道府県指定	登録機関
法第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務に関する都道府県指定	建築士法による同法第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの	登録機関
百十三 国土交 通省	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十五条第一項の技能検定の実施、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条第一項の変更記録、同法第七十一条第四項の交付又は同法第九十七条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十四 国土交 通省
百十四 国土交 通省	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）による同法第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の填補に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十五 国土交 通省
百十四の二 国土交 通省	海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）による同法第九条第一項の海事代理士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十六 国土交 通省又は小型船 舶検査機 構
百十五 国土交 通省	船舶法による同法第五条の二第一項の検認又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十七 国土交 通省
百十六 国土交 通省又は小型船 舶検査機 構	小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第一百二号）による同法第六条第一項の新規登録、同法第九条第一項の変更登録又は同法第十条第一項の移転登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十七の二 国土交 通省
百十七の三 国土交 通省	第一項の検認に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十八 国土交 通省
百十八 国土交 通省	船舶法（昭和二十二年法律第二百号）による同法第八十二条の二第三項第一号の試験の実施、同項第二号の認定、同法第一百八条第三項第一号の試験の実施又は同項第二号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十九 環 境省
百十八の二 国土交通省又は航 空法第百三十二条 条の五十六第二 二項において準用する場合を含む。）の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第七条第一項（同法第二十三条第七項において準用する場合を含む。）の登録及び海技免状の交付、同法第十二条の海技試験の実施又は同法第二十三条の五の登録及び小型船舶操縦免許証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百十九の二 環 境省

百十九 環 境省	百十九 氣象 機関	項に規定する指 定試験機 関
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）による同法第十七条第一項の許可又は同法第二十四条の二十の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	気象業務法（昭和二十七年法律第二百六十五号）による同法第十七条第一項の許可又は同法第二十四条の二十の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	同法第九条の八第一項の認定、同条第八項（同法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九条の九第一項若しくは第六項の認定、同条第八項（同法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九条の八第一項の認定、同条第六項（同法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第十五条の四の二第一項、第十五条の四の三第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十二条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十七号）による同法第三十五条第二項から第四項までの交付又は同条第九項の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	同法第二十二条第一項の給付若しくは支給、同法第二十七条の二の支給、同法第二十七条の七第一項の追給、同法第二十七条の十一第一項から第三項までの支給又は同条第八項の追給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
防衛省の職員の給与等に関する法律による同法第二十二条第一項の給付若しくは支給、同法第二十七条の二の支給、同法第二十七条の七第一項の追給、同法第二十七条の十一第一項から第三項までの支給又は同条第八項の追給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第四十八条に規定する試験機関	防衛省の職員の給与等に関する法律による同法第二十二条第一項の給付若しくは支給、同法第二十七条の二の支給、同法第二十七条の七第一項の追給、同法第二十七条の十一第一項から第三項までの支給又は同条第八項の追給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国家公務員法による同法第四十二条の採用試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百二十二 國家 公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第四十八条に規定する試験機関	国家公務員法による同法第四十二条の採用試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国家公務員災害補償法（防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百二十三 人事 院若しくは国家 公務員災害補償 法（昭和二十六 年法律第二百九 十号）第三条第一 項に規定する事務 提供を受ける 通知都道府県 又は附票通知 の市町村長そ の市町村の区 域内	国家公務員災害補償法（防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一（第三十条の十、第三十条の四十四の三関係）	事務	別表第一（第三十条の十、第三十条の四十四の三関係）



五の三 国家戦略特別区域 法(平成二十一年法律第七号) 七号) 第十二条の五、第十二条の五、第十二条に規定する事務の長	五の四 市町村長	五の四 市町村長	五の四 市町村長	五の八 市町村長その他の執行機関	五の七 市長又は福祉事務所を管理する	市」という。)
国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一條の六の障害福祉サービスの提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施若しくは同条第五項若しくは第六項の措置又は同法第五十六条第二項の費用の徴収若しくは同条第六項若しくは第七項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童手当法による同法第八条第一項(同法第十七条第一項の規定により読み替えられるもの)	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による同法第四条第一項の適用する場合を含む。)の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの			
五の五 市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は社会福祉法人に規定する福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)を管理する町村	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童手当法による同法第八条第一項(同法第十七条第一項の規定により読み替えられるもの)	児童扶養手当法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの			
五の六 指定都市若しくは中核市(地方自治法第二百五十二条の二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。)又は児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)を管理する町村	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十二条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十条の二十一第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第十二条第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。)又は児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)を管理する町村	児童手当法による同法第八条第一項(同法第十七条第一項の規定により読み替えられるもの)	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による同法第四条第一項の適用する場合を含む。)の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの			

五の十五 町村長	五の十四 町村長(福祉事務所を管理する町村長を除く。)	五の十三 市長又は福祉事務所を管理する町村長	五の十二 市町村長	五の十一 指定都市又は中核市の長	五の九 市町村長	五の七 市長又は福祉事務所を管理する
一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による同法第十八条の障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同条第十項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童手当法による同法第八条第一項(同法第十七条第一項の規定により読み替えられるもの)	児童扶養手当法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童手当法による同法第八条第一項(同法第十七条第一項の規定により読み替えられるもの)	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による同法第四条第一項の適用する場合を含む。)の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による同法第四条第一項の適用する場合を含む。)の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の十六 定都市又は中 核市の長	身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同法第四十三条の二の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十七 指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十八 市 町村長（指定 定都市又は中 核市の長を除 く。）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同条第六項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされているものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十九 指 定都市又は中 核市の長	精神的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による同法第十一条第一項第二号ハの精神的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十 市 町村長	精神的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による同法第十一条第一項第六条第一項第二号の障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第二十七条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十一 市 事務所を管理 する町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十二 市 町村長	特別児童扶養手当等の支給による法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する事務のうち、同法第三十八条の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十三 市 町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十四 指定都市若し くは中核市又 は児童相談所 設置市の長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、同法第一百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十五 市 町村長	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による同法第十条の四若しくは第十二条の措置又は同法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十六 市 町村長	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給、同法第一百五十五条の四十五第一項の地域支援事業の実施又は同法第一百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十七 市 町村長	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給、同法第七十六条第一項の保険料の徴収又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の二十八 市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の支給、同法第一百四十四条第一項の保険料の徴収又は同法第一百二十五条第一項の高齢者

五の二十九 市 長又は福祉 事務所を管理 する町村長	保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十 市 村長（福 祉事 務所を管 理する 町村長を除 く。）	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付又は同条第三項の一時金の支給に関する事務のうち、同条第五項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十一 市 町村長	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第四項（第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされた生活保護法第二十四条第十項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十二 市 町村長	戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十二条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十三 市 町村長	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十四 市 町村長	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十五 市 町村長	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の三十六 市町村長	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十七 市町村長	農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）による同法第四十二条第一項の命令に關する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十八 農業委員会	農地法による同法第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条の二第一項の農地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の三十九 農業委員会	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）による同法第二十二条の二第二項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四十 市町村長	森林法による同法第一百九十二条の四第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四十一 市町村長	森林經營管理法（平成三十年法律第三十五号）による同法第四条第一項の經營管理権集積計画の作成、同法第五条の經營管理意向調査の実施、同法第十条若しくは二十四条の探索、同法第三十五条第一項の經營管理実施権配分計画の作成又は同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 指定都市 の長	大規模小売店舗立地法（平成三十年法律第九十一号）による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の二 市町 村長	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第三十八条第一項の災害等防止措置の勧告、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項、第三項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第二項の土地所有者等関連情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の三 保健 所を設置する 市又は特別区 の長	住宅宿泊事業法による同法第三条第一項又は第四項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七 市町村長	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）による同法第五十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八 市町村長	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八の二 市町 村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八の三 市町 村長	もの

府県知事 都道府県 の其他の 执行機関	府県 の都道府 県以外 の都道府 県の都道 府県 の其他の 执行機関	提供 を受 けた 通知 事務	別表第三 (第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係)
新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの			高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百一十七号）による同法第九条第一項の調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定められるもの

五の四 教育委員会	五の四 教育委員会	五の三 教育委員会	五の二 教育委員会	五の一 教育委員会	一の二 都道府県 知事	災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					一の三 都道府県 知事	災害救助法による同法第二条第一項若しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶助する事務であつて総務省令で定めるもの
					一の四 都道府県 知事	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					一の五 都道府県 知事	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					二の都道府県 知事	労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					三の都道府県 知事	貸金業法による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					四の都道府県 知事	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					五の九 都道府県 知事	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付又是一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					四の二 都道府県 知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					四の三 都道府県 知事	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					五の十 都道府県 知事	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるものとされた学校への就学奨励に関する法律による同法第二条第一項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					五の八 都道府県 知事	学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					五の七 都道府県 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					五の六 都道府県 知事	死体解剖保存法による同法第一条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					五の五 都道府県 教育委員会	保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許又は同法第十七条の准看護師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の四 教育委員会	五の四 教育委員会	五の三 教育委員会	五の二 教育委員会	五の一 教育委員会	六の五 都道府県 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					六の四 都道府県 知事	製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					六の二 都道府県 知事	調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					六の三 都道府県 知事	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一條の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
					六の四 都道府県 知事	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八条第一項の一般疾病医疗保险の支給に関する事務のうち、同法第五十二条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
					六の五 都道府県 知事	栄養士法による同法第二条第一項の栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の六 都道府県 知事	六の七 都道府県 知事	六の八 都道府県 知事	六の九 都道府県 知事	七の一 都道府県 知事	七の二 都道府県 知事	七の三 国家戦略 特別区域 法第十二 条の五第 六項に規 定する國 家戰略特 別区域限 定保育士 試験を実 施する都 府県知事	七の四 都道府県 事務	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	水道法による同法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十六条の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務（同法第四十六条第二項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾患要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第二項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三十三条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の五 都道府県 知事	七の六 都道府県 知事	七の七 都道府県 知事	七の八 都道府県 知事	七の九 都道府県 知事	七の十 都道府県 知事	七の十一 都道府 県知事	七の十二 都道府 県知事	七の十三 都道府 県知事	七の十四 都道府 県知事	七の十五 都道府 県知事	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における保護の実施であつて総務省令で定めるもの
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--

十 都道府県知事	十一 都道府県知事	十二 都道府県知事	十三 都道府県知事	十四 都道府県知事	十五 都道府県知事	十六 都道府県知事	十七 都道府県知事	十八 都道府県知事	十九 都道府県知事	二十 都道府県知事	二十一 都道府県知事	二十二 都道府県知事	二十三 都道府県知事	二十四 都道府県知事	
府県知事	都道	都道	都道	都道	都道	都道	都道	都道	都道	都道	都道	都道	都道	都道	
（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの	計量法による同法第四十条第二項（同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の経由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十五条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第一百四十四条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法第一百六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの	電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第六条若しくは第七条第一項の許可、同法第十条第一項若しくは第十九条第一項の申請、同法第二十二条第一項の承認、同法第二十七条第一項若しくは第三十七条第一項の申請、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第二項の土地所有者等関連情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第二百四号）による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの				

#### 別表第四（第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係）

第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第三十一条の十二、第三十二条の四十四の五関係)	別表第四(第三十一条の十二、第三十二条の四十四の五関係)	福島県知事	二十九	福島県知事	二十九	福島県知事
令で定めるもの	福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	福島復興再生特別措置法による同法第四十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
提供を受け る通知都道 府県及び附 票通知都道 府県以外の市 都道府県の市 区域内の市町 町村の市町 村長その他 の執行機関	事務	事務	事務	事務	事務	事務	事務
一の八指 定都市の長 町村長	一の七市 町村長	一の六市 町村長	一の五市 町村長	一の四災 害発生市町 村等の長	一の三救 助実施市 の長	一の二市 町村長	一市町村 の長
特定期活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に 関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に 関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に 関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に 関する事務であつて総務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に 関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされた ものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に 関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされた ものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	災害救助法による同法第二条第一項若しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶 助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害発生市町 村等の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	災害救助法による同法第二条第一項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給 に関する事務であつて総務省令で定めるもの



市町村長	四の十二 母子保健法による同法第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、同法第十一条の保健指導、同法第十一條、第十七條第一項若しくは第十九條第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十一条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のこども家庭センターの事業の実施に關する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十三 市長又は福 祉事務所を管 理する町 村長	四の十三 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十四 町村長（福 祉事務所を管 理する町 村長を除く 。）	四の十四 生活保護法による同法第二十四条第十項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十五 市町村長	四の十五 一 身体障害者福祉法による同法第十八条の障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの 二 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同条第十項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同法第四十三条の二の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十六 指定都市の 長	四の十六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同条第六項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされているものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十七 指定都市の 長	四の十七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同条第六項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされているものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十八 市町村 長	四の十八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同条第六項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされているものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
四の十九 指定都市又 は中核市 の長を除く。)	四の十九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十一条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同条第六項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされているものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二十一 市町村長	四の二十一 市長又は 福祉事務所 を管理する 町村長	四の二十二 市町村長	四の二十三 市町村長	四の二十四 指定都市 若しくは中 核市又は児 童相談所設 置市の長	四の二十五 市町村長	四の二十六 市町村長	四の二十七 市町村長	四の二十八 市町村長	四の二十九 市長又は 福祉事務所 を管理する 町村長
特別児童扶養手当等の支給に あつて総務省令で定めるもの 用の徴収に関する事務であつて 総務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に あつて総務省令で定めるもの 用の徴収に関する事務であつて 総務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に あつて総務省令で定めるもの 用の徴収に関する事務であつて 総務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条 の自立支援給付の支給又は同法第七十七条の地域生活支援事業の実施に関する事 務であつて総務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条 の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事 務のうち、同法第一百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設 置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	老人福祉法による同法第十条の四若しくは第十二条の措置又は同法第二十八条第 一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法による同法第十八条の保険給付の支給、同法第一百五十五条の四十五第一 項の地域支援事業の実施又は同法第一百二十九条第一項の保険料の徴収に関する事 務であつて総務省令で定めるもの	国民健康保険法による同法第四章の保険給付の支給 同法第七十六条第一項の保 険料の徴収又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施に関する事務であつて総 務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による同法第五十六条の後期高齢者医療給付の 支給、同法第一百四条第一項の保険料の徴収又は同法第一百二十一条第一項の高齢者 保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定め るもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支 援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法に よる平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正 法附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされた平成二十五年 改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給、平成二十五年 改正法附則第二条第二項の規定によりなお從前の例によることとされた平成二十 五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平 成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しく は平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であ つて総務省令で定めるもの

四の三十一 市町村長	四の三十二 市町村長	四の三十三 市町村長	四の三十四 市町村長	四の三十五 市町村長	四の三十六 市町村長	四の三十七 市町村長	四の三十八 農業委員会	四の三十九 農業委員会	四の四十 市町村長	四の四十一 市町村長	五の二 市	五の二 市	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十三条第二項若しくは第四項の保険料の納付又は同条第三項の一時金の支給に関する事務のうち、同条第五項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五十一条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十六条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十三条の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条第一項若しくは第三十三条第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二条の二第一項の農地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	農地中間管理事業の推進に関する法律による同法第二十二条の二第二項の探索に関する事務であつて総務省令で定めるもの	森林法による同法第九十一条の四第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	森林法による同法第九十一条の四第一項の林地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	森林經營管理法による同法第四条第一項の經營管理権集積計画の作成、同法第五条の經營管理意向調査の実施、同法第十条若しくは第二十四条の探索、同法第三十五条第一項の經營管理実施権配分計画の作成又は同法第四十二条第一項の命令の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）同条第二項、第三項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の	四の三十 町村長（福 祉事務所を 管理する町 村長を除く 。）	四の三十一 市町村長

別表第五  
(第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係)

る事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二 災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三 災害救助法による同法第二条第一項若しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五 特定非営利活動促進法による同法第十一条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六 労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七 貸金業法による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八 労働基準法による同法第八十九条の三第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九 借入金の返済に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十 賃貸借契約に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十一 地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は

十三 地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十四 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律によ

る同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であ

つて総務省令で定めるもの

十五 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給

に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十六 地方税法その他の地方税に関する法律及び特別法人事業税の賦課徴収又は

十七 地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつ

て総務省令で定めるもの

十八 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第

二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法

人特別税等に関する暫定措置法第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する

調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十九 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又

は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加又は同法第十七条

第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給

に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十二 旅券法による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の七 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第一項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の一 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十一条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十一条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の三 栄養士法による同法第二条第一項の栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の四 調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の五 製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の六 クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の七 水道法による同法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二第四項において準用する場合を含む。）の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十条の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の九 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他の技能検定に係る業務（同法第四十六条第二項の政令で定めるものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の一 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第十九条の二第一項の児童慢性特定疾患医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の児童慢性特定疾患要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の二 国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三 児童扶養手当法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九 周産扶養手当法による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の一 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 九の二 母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 九の三 母体保護法による同法第十五条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 九の四 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に関する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 九の五 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 九の六 身体障害者福祉法による同法第十五条第一項の精神障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 九の七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定、同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 九の八 知的障害者の福祉法による同法第十二条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十 特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の二 中国残留邦人等の円滑な帰国法による同法第六十九条の二第一項の試験若しくは研修の実施若しくは介護支援専門員の登録、同法第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第一百八条第三項第三号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の三 中国残留邦人等の円滑な帰国法による同法第六十九条の二第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることがとされた平成二十五年改正法による改正前の中中国残留邦人等の円滑な帰国法の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項の支援給付の支給、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお從前の例によることがとされた平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の四 戰傷病者者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五条第一項の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の五 戰傷病者者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五条第一項の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の六 未帰還者留守家族等援護法による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の七 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の八 戰傷病者特別援助護法による同法第九条の援護に関する事務のうち、同法第二十八条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の九 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の十 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の十一 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の十二 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の十三 家畜商法による同法第三条第一項の免許又は同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の十四 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）による同法第十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の十五 森林法による同法第二十五条の二第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の二第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の経由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の十六 計量法による同法第四十条第二項（同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の経由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十五条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第一百四十二条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法第一百六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の十七 大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十の十八 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第二十七条第一項の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 十九 電気工事土法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの  
 二十 電気工事業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十の二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第六条若しくは第七条第一項の許可、同法第十条第一項若しくは第十九条第一項の申請、同法第二十二条第一項の命令の承認、同法第二十七条第一項若しくは第三十七条第一項の申請、同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項若しくは第五項の命令の請求、地域福利増進事業等の実施の準備又は同法第四十三条第二項の土地所有者等関連情報の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十一 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十二 净化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第二十二条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十五 旅行業法第六十七条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十六 通訳案内士法による同法第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の登録、同法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二条第一項若しくは第三項、同法第十六条第一項又は同法第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七の二 國土調査法による同法第五条第四項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八 公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九の二 住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九の三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十一 建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十二 建築士法による同法第四条第三項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項若しくは第二十三条第一項若しくは第三項の登録、同法第五条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二若しくは第二十三条の五第一項若しくは第二十三条の七の届出又は同法第九条第一項第一号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可

**別表第六**（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

				道府県知事以外の都道府県の執行機関
一 事以外の執行機関	都道府県知事	一 都道府県知事以外の執行機関	一 都道府県知事	一 都道府県の執行機関
二 教育委員会	二 教育委員会	二 教育委員会	二 教育委員会	二 教育委員会
三 教育委員会	三 教育委員会	三 教育委員会	三 教育委員会	三 教育委員会
四 教育委員会	四 教育委員会	四 教育委員会	四 教育委員会	四 教育委員会
五 教育委員会	五 教育委員会	五 教育委員会	五 教育委員会	五 教育委員会
六 都道府県知事以外の執行	六 都道府県知事	六 都道府県知事	六 都道府県知事	六 都道府県知事
機関				